

専決第 1 号

茨城県県立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する規則制定の専決について

上記規則については、教育委員会の会議を招集する暇がなかったため、茨城県教育委員会事務専決規定（昭和 46 年茨城県教育委員会訓令第 5 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 3 月 25 日付けで別紙のとおり専決しましたので、同条第 2 項の規定に基づき、報告します。

このことについて、承認願います。

令和 2 年 4 月 24 日提出

茨城県教育委員会教育長 小泉 元伸

別紙

茨城県教育委員会規則第 5 号

茨城県県立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する規則を次のように定める。

令和 2 年 3 月 31 日

茨城県教育委員会教育長 柴 原 宏 一

茨城県県立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する規則
(趣旨)

第 1 条 この規則は、茨城県県立学校の教育職員（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）が正規の勤務時間（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和 46 年茨城県条例第 55 号）第 7 条第 1 項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理を行うことにより、教育職員の健康及び福祉の確保を図り、もって学校教育の水準の維持向上に資するために必要な事項を定めるものとする。

(業務量の適切な管理)

第 2 条 茨城県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育委員会の所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和 2 年文部科学省告示第 1 号）に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（法第 6 条第 3 項各号に掲げる日（勤務を命じた日（職員の休日及び休暇に関する条例（昭和 29 年茨城県条例第 43 号）第 2 条第 3 項に規定する勤務を命じた日をいう。）を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1 箇月について 45 時間

(2) 1 年について 360 時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- (1) 1 箇月について 100 時間未満
 - (2) 1 年について 720 時間
 - (3) 1 箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の 1 箇月，2 箇月，3 箇月，4 箇月及び 5 箇月の期間を加えたそれぞれの期間において 1 箇月当たりの平均時間について 80 時間
 - (4) 1 年のうち 1 箇月において所定の勤務時間以外の時間において 45 時間を超えて業務を行う月数について 6 箇月
- 3 前 2 項に定めるもののほか，教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については，教育委員会が別に定める。

付 則

この規則は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

教員の働き方改革について

1 教員の時間外勤務時間の上限方針

【経緯】

【令和元年12月11日公布】

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）の一部を改正する法律

第7条に基づき、文部科学大臣は指針を定める。

【令和2年1月17日告示】

公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針

1 教育職員のサービスを監督する教育委員会が講ずべき措置

・国指針を参考にしながら、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針（「上限方針」）を教育委員会規則等で定める。

→（対応）令和2年4月1日施行（教育委員会規則）

2 都道府県等が講ずべき措置

・都道府県においては、上限方針の実効性を高めるため、条例等の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

→（対応）当面は、条例という形はとらず、校長会等で周知し、上限等の実効性を確保する。

【上限等の方針】

上限等の方針【概要】

- 趣旨
県立学校の教育職員の在校等時間の上限等の方針を定める。
- 対象
県立学校の教育職員
- 勤務時間管理の対象
在校等時間
- 上限時間
1か月の在校等時間 ... 超過勤務45時間以内
1年間の在校等時間 ... 超過勤務360時間以内
等

第1号議案

令和2年度茨城県一般会計補正予算案に対する意見について

令和2年4月茨城県議会臨時会に提出するため、上記議案（別紙）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、知事から意見を求められたのでこれに同意する。

令和2年4月24日提出

茨城県教育委員会教育長 小泉 元伸

（提案理由）

令和2年度の教育に関する予算について、令和2年度茨城県一般会計予算を補正しようとするものである。

令和2年度茨城県一般会計補正予算 概要

1 今回補正予算額(教育庁分)

(単位:千円)

現計予算額 ①	今回補正額 ②	補正後予算 ①+②
255,752,221	518,985	256,271,206

2 課別予算額一覧

(単位:千円)

課 名	現計予算額 ①	今回補正額 ②	補正後予算額 ①+②
総 務 課	30,484,675		30,484,675
財 務 課	212,399,786		212,399,786
生涯学習課	1,400,911		1,400,911
福利厚生課	355,033		355,033
文 化 課	2,326,688		2,326,688
高校教育改革・ 中高一貫校 開設チーム	3,334		3,334
義務教育課	2,857,999	182,610	3,040,609
高校教育課	2,445,426	162,549	2,607,975
特別支援教育課	1,626,094	170,581	1,796,675
保健体育課	1,852,275	3,245	1,855,520
教 育 庁 計	255,752,221	518,985	256,271,206

* 県民生活環境部（スポーツ推進課）移管分は除く

(単位：千円)

事業名	少人数教育充実プラン推進費（義務教育課）	
R2年度4月 補正予算額	182,610	【事業内容】 臨時休業中に授業ができなかった未指導分の補習等を実施するため、非常勤講師の配置に必要な経費を拡充する。 1 楽しく学ぶ学級づくり事業費（小学校） 小学校全学年で、少人数学級やチーム・ティーチングによるきめ細やかな指導ができるよう、学級編制の弾力化等を実施し、基礎学力の定着・向上を図る。 ＜1・2年生＞ ・全学級 35 人以下学級 ＜3～6年生＞ ・35 人超 3 学級以上：1 学級増設し担任教諭 1 名を配置 ・35 人超 1・2 学級：各学級に <u>非常勤講師 1 名</u> を配置 ※29H×5 週＝145H を拡充（夏休みなどの長期休業を想定） ※小学校分の補正額：100,322 千円（報酬・旅費・共済費） 2 中学校生活充実支援事業費（中学校） 学力向上及びいじめ等の問題行動や不登校など、生徒指導におけるきめ細やかな指導ができるよう、中学校全学年で学級編制の弾力化等を実施し、少人数学級やチーム・ティーチングによるきめ細やかな指導を行う。 ・35 人超 3 学級以上：1 学級数増設し担任教諭 1 名及び 非常勤講師 1 名を配置 ・35 人超 1・2 学級：各学級に <u>非常勤講師 1 名</u> を配置 ※20H×5 週＝100H を拡充（夏休みなどの長期休業を想定） ※中学校分の補正額：82,288 千円（報酬・旅費・共済費）
新規・継続	継続	
国補・県単	国補	

(単位：千円)

事業名	県立学校先端技術活用教育推進事業費（高校教育課） 特別支援学校教育情報化推進事業費（特別支援教育課）																																																																																				
R2年度4月補正予算額	(高校) 162,549 (特教) 170,581 計 333,130		【事業内容】 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための措置として学校を臨時休業している中、児童生徒の自宅における学習環境の整備が課題となっており、今回のような緊急事態に対応可能な遠隔教育などの環境整備を進めていくことが急務となっている。 学校の臨時休業等の緊急時にも対応できるよう、1人1台端末の早期実現や、家庭における通信環境の整備を支援し、子供たちの学びを確保する。 1 1人1台端末の早期実現 ICT端末整備の前倒しにより、中高一貫教育校及び特別支援学校の義務教育段階における児童生徒1人1台端末の早期実現を図る。 ＜ICT端末整備計画＞ ①中高一貫教育校（単位：台） <table><tr><th>開設年度 (学校数)</th><th colspan="5">端末調達年度</th><th>合計</th></tr><tr><th></th><th>R 1</th><th>R 2</th><th>R 3</th><th>R 4</th><th>R 5</th><th></th></tr><tr><td>既設(3校)</td><td></td><td>360</td><td>360</td><td>360</td><td></td><td>1,080</td></tr><tr><td>R 2(5校)</td><td>200</td><td>200</td><td>200</td><td></td><td></td><td>600</td></tr><tr><td>R 3(3校)</td><td></td><td>280</td><td>280</td><td>280</td><td></td><td>840</td></tr><tr><td>R 4(2校)</td><td></td><td></td><td>80</td><td>80</td><td>80</td><td>240</td></tr><tr><td>合 計</td><td>200</td><td>840</td><td>920</td><td>720</td><td>80</td><td>2,760</td></tr></table> R2 前倒し整備 ②特別支援学校（単位：台） <table><tr><th>区 分 (生徒数)</th><th colspan="4">端末調達年度</th><th>合計</th></tr><tr><th></th><th>R 1</th><th>R 2</th><th>R 3</th><th>R 4</th><th></th></tr><tr><td>小学部(1,493人)</td><td>506</td><td>495</td><td>492</td><td></td><td>1,493</td></tr><tr><td>中学部(989人)</td><td>80</td><td>258</td><td>337</td><td>314</td><td>989</td></tr><tr><td>合 計(2,482人)</td><td>586</td><td>753</td><td>829</td><td>314</td><td>2,482</td></tr></table>				開設年度 (学校数)	端末調達年度					合計		R 1	R 2	R 3	R 4	R 5		既設(3校)		360	360	360		1,080	R 2(5校)	200	200	200			600	R 3(3校)		280	280	280		840	R 4(2校)			80	80	80	240	合 計	200	840	920	720	80	2,760	区 分 (生徒数)	端末調達年度				合計		R 1	R 2	R 3	R 4		小学部(1,493人)	506	495	492		1,493	中学部(989人)	80	258	337	314	989	合 計(2,482人)	586	753	829	314	2,482
開設年度 (学校数)	端末調達年度						合計																																																																														
	R 1	R 2					R 3	R 4	R 5																																																																												
既設(3校)		360	360	360		1,080																																																																															
R 2(5校)	200	200	200			600																																																																															
R 3(3校)		280	280	280		840																																																																															
R 4(2校)			80	80	80	240																																																																															
合 計	200	840	920	720	80	2,760																																																																															
区 分 (生徒数)	端末調達年度				合計																																																																																
	R 1	R 2	R 3	R 4																																																																																	
小学部(1,493人)	506	495	492		1,493																																																																																
中学部(989人)	80	258	337	314	989																																																																																
合 計(2,482人)	586	753	829	314	2,482																																																																																
新規・継続	継 続																																																																																				
国補・県単	国 補																																																																																				

(単位：千円)

事業名	学校給食臨時休業対策事業費（保健体育課）	
R2年度4月 補正予算額	3,245	【事業内容】 県立学校の臨時休業に伴う学校給食の休止により、本来保護者が負担することとなる学校給食費等に相当する経費について、保護者に返還等を行うことにより、保護者の負担軽減を図る。 ○補助対象経費 ・学校がキャンセルせずに事業者から購入した食材に係る経費及びその処分に要した経費（ただし、学校が当該食材を転売できた場合、その売上金額分は除くものとする） ・その他返金等に要する経費（保護者に返金する際の銀行振込手数料等）
新規・継続	新規	
国補・県単	県単	

第2号議案

令和2年度茨城県教科用図書選定審議会に対する諮問事項について

県及び市町村の教育委員会等が、令和3年度に使用する中学校の教科用図書並びに特別支援学校の小・中学部及び小・中学校等の特別支援学級において使用する教科用図書のうち学校教育法(昭和22年法律第26号)附則第9条に基づき使用する教科用図書の採択を行うに当たり、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第11条第1項及び第13条第2項の規定により、下記事項について意見を求める。

記

- 1 県立特別支援学校の小・中学部、県立中学校及び県立中等教育学校(前期課程)において、令和3年度に使用する教科用図書の採択に関する事務の次の事項については、どのようにしたらよいか。
 - (1) 採択のための一般的指針
 - (2) 採択に関する資料
- 2 市町村の教育委員会及び義務教育諸学校(公立の義務教育諸学校を除く。)の校長が行う、令和3年度に使用する教科用図書の採択に関する事務の次の事項については、どのような指導、助言又は援助をしたらよいか。
 - (1) 採択のための一般的指針
 - (2) 採択に関する資料
 - (3) 市町村の教育委員会が協議して採択する場合の方法

令和2年4月24日提出

茨城県教育委員会教育長 小泉 元伸

(提案理由)

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条第1項及び第13条第2項の規定により、諮問しようとするものである。

茨城県奨学資金貸与条例施行規則等の一部を改正する規則

(茨城県奨学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第1条 茨城県奨学資金貸与条例施行規則（昭和38年茨城県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「規定による」を「規定により」に改める。

第4条第3項中「誓約書（様式第6号）」を「奨学資金貸与契約書（様式第6号。入学一時金の貸与を受けるときは様式第6号の2）を速やかに」に改める。

第4条に次の1項を加える。

4 前項において、奨学生が民法（明治29年法律第89号）第13条に規定する制限行為能力者であるときは、法定代理人の同意書（様式第6号の3）を併せて提出するものとする。

第13条中「納付する」を「納付することをもって行う」に改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第3条関係）

(表)

予約採用

茨城県教育委員会

奨 学 生 願 書									
ふりがな			年 月 日生 (満 歳)		奨学金（月額貸与）の 貸与希望期間		入学一時金の 貸与希望の有無		
氏 名					年 月から 年 月まで 年 月間		※ 有・無		
学 校 名	学校 第 学年				進 学 希 望 先	※ 大学・専修学校（専門課程）			
本 人	現住所								
家族現住所 茨城県									
家 計 内 容	給与収入金額				※営業等・農業・不動産・利子・配当 所得金額				
	円				円				
	合計 円				合計 円				
家	続柄	氏 名	年齢	職 業	勤務先	役職名	年 収	父又は母死亡のときは、その 年 月 日（ 歳）	
	父		歳				円		

族 の 状 況	母							就 学 者 の 在 学 学 校 名	学 年	現在までの 県奨学資金 貸与の有無
	本人									
										有 無
										有 無
										有 無
	合計（ 人）									
家 族 経 済 状 況 及 び 奨 学 資 金 希 望 理 由										

(裏)

本 人 の 履 歴	年 月	中学校卒業	年 月
	年 月		年 月
	年 月		年 月

以上のとおり記載に相違ありません。

奨学生として採用の上、奨学資金を貸与されるようお願いいたします。

なお、採用の上は、茨城県奨学資金貸与条例及び同条例施行規則その他の関係規程に従い、奨学生としての責務を果たすことはもとより、奨学資金の返還その他の義務についても、両名連帯の責任を負うことを誓約いたします。

年 月 日

ふりがな
 本 人 氏 名
 ふりがな
 氏 名
 現 住 所
 生年月日 年 月 日
 続 柄 本人の（ ）

茨城県教育委員会教育長 殿

(記入上の注意)

- 1 ※印のところは、該当するものを○で囲むこと。
- 2 奨学金の貸与希望期間は、入学一時金の貸与だけを希望する者については記入不要であること。
- 3 入学一時金貸与の出願者資格は、月額貸与とは異なるので留意すること。

- 4 家計内容は、家族全員の収入をできるだけ詳細にありのまま記入し、父及び母又はこれに代わって家計を支えている者について、前年の収入を証明する書類を添付すること。
- 5 家族の状況のうち、別居者については、続柄の前に×印を付けること。
- 6 家族経済状況及び奨学資金希望理由は、具体的かつ詳細に記入のこと。
- 7 本人の履歴は、必要に応じて適宜修正し、入学、卒業のほか、休学、転学、退学、身分の異動等も理由を付して漏れなく記入のこと。
- 8 連帯保証人は、独立の生計を営む父母兄弟又はこれに代わる者（本人が未成年者であるときは、親権者又は未成年後見人）で、将来奨学資金返還の責任を負うる者であること。
 なお、出願の際は連帯保証人1人でよいが、奨学生として採用されたときは更に別の保証人1人を要するから、あらかじめ考慮しておくこと。
- 9 所定欄に記入のないものは、判定材料を欠くものとして不採用とすることがある。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第3条関係）

（表）

希望する貸与額区分 ※自宅通学・自宅外通学		在学採用 茨城県教育委員会							
--------------------------	--	---	--	--	--	--	--	--	--

奨 学 生 願 書											
ふりがな			年 月 日生 （満 歳）		奨学金（月額貸与）の 貸与希望期間			入学一時金の 貸与希望の有無			
氏 名					年 月から 年 月まで 年 月間			※ 有・無			
学 校 名	大学 学部 科 第 学年 学校 課程										
	所在地										
本 人	現住所										
家族現住所 茨城県											
家 計 内 容	給与収入金額				※営業等・農業・不動産・利子・配当 所得金額						
	円				円						
	合計 円				合計 円						
家 族 の 状 況	続柄	氏 名	年 齢	職 業	勤務先	役職名	年 収	父又は母死亡のときは、その 年 月 日（ 歳）			
	父		歳				円				
	母							就 学 者 の 在学学校名	学年	現在までの 県奨学資金 貸与の有無	
	本人										
									※有 無		
									有 無		
									有 無		

										有 無
	合計（人）									

(裏)

本人の履歴	年 月	中学校卒業	年 月
	年 月		年 月
	年 月		年 月
	年 月		年 月
	年 月		年 月
	年 月		年 月

以上のとおり記載に相違ありません。
奨学生として採用の上、奨学資金を貸与されるようお願いいたします。
なお、採用の上は、茨城県奨学資金貸与条例及び同条例施行規則その他の関係規程に従い、奨学生としての責務を果たすことはもとより、奨学資金の返還その他の義務についても、両名連帯の責任を負うことを誓約いたします。

年 月 日

本 人 氏 名
ふりがな
氏 名
現 住 所
生年月日 年 月 日
続 柄 本人の（ ）

茨城県教育委員会教育長 殿

(記入上の注意)

- ※印のところは、該当するものを○で囲むこと。
- 奨学金の貸与希望期間は、入学一時金の貸与だけを希望する者については記入不要であること。
- 入学一時金貸与の出願者資格は、月額貸与とは異なるので留意すること。
- 家計内容は、家族全員の収入をできるだけ詳細にありのまま記入し、父及び母又はこれに代わって家計を支えている者について、前年の収入を証明する書類を添付すること。
- 家族の状況のうち、別居者については、続柄の前に×印を付けること。
- 家族経済状況及び奨学資金希望理由は、具体的かつ詳細に記入のこと。
- 本人の履歴は、必要に応じて適宜修正し、入学、卒業のほか、休学、転学、退学、身分の異動等も理由を付して漏れなく記入のこと。
- 連帯保証人は、独立の生計を営む父母兄弟又はこれに代わる者（本人が未成年者であるときは、親権者又は未成年後見人）で、将来奨学資金返還の責任を負う者であること。
なお、出願の際は連帯保証人1人でよいが、奨学生として採用されたときは更に別の保証人1人を要するから、あらかじめ考慮しておくこと。
- 所定欄に記入のないものは、判定材料を欠くものとして不採用とすることがある。

様式第4号中

「

大学 学校 (平成 年 月卒業予定)

」を「

大学 学校 (年 月卒業予定)

」に改める。

様式第6号を次のように改める。

様式第6号（第4条関係）

奨学資金貸与契約書

茨城県教育委員会教育長（以下「甲」という。）と債務者
（以下「乙」という。）とは、茨城県奨学資金（以下「奨学資金」という。）の貸与について、
次の条項により貸与契約を締結する。

第1条 甲は、乙に対し 年度から 年度まで、奨学資金を貸与する。

第2条 奨学資金の額は、年額金 円とする。

第3条 奨学資金は、年4回に分けて、 月、 月、 月及び 月に交付するものとする。ただし、初年度の貸与ほか特別の事情がある場合は、この限りでない。

第4条 乙は、奨学資金の貸与終了月の6月後から10年以内に、半年賦又は年賦により、甲に奨学資金を返還しなければならない。

第5条 乙は、奨学資金の貸与終了後、直ちに茨城県奨学資金貸与条例施行規則（昭和38年茨城県教育委員会規則第9号。以下「規則」という。）に定める奨学資金借用証書及び奨学資金返還計画書（以下「返還計画書」という。）を甲に提出しなければならない。

第6条 甲は、前条の規定により乙が提出した返還計画書を適正と認めたときは、当該返還計画書に基づき、各年6月又は12月に茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）に定める納入通知書又は規則に定める奨学資金納入通知書（以下「納入通知書等」という。）を乙に発するものとする。ただし、乙が口座振替の方法により奨学資金を返還するときは、甲は別に定める納入通知書により、口座振替日及び振替額を通知するものとする。

第7条 奨学資金の返還は、納入通知書等又は口座振替の方法により茨城県指定金融機関、茨城県収納代理金融機関又は歳入の収納事務の委託を受けた者に納付して行うものとする。

第8条 乙は、納入通知書等に定める納期限又は第6条の口座振替日（以下「返還すべき日」という。）までに返還しなかったときは、返還すべき額に、当該返還すべき日の翌日から6月を超えるごとに、6月について100分の5の割合を乗じて得た額の延滞利息を支払うものとする。

第9条 乙は、茨城県奨学資金貸与条例（昭和38年茨城県条例第18号。以下「条例」という。）及び規則その他の関係規程を遵守し、奨学生としての責務を果たすとともに、貸与終了後は誠実に返還の義務を履行するものとする。

第10条 （以下「丙」という。）は、この契約から生ずる債務について連帯保証人となり、乙と連帯して債務履行の責を負うものとする。

第11条 （以下「丁」という。）は、保証人となり、この契約から生ずる債務を保証するものとする。

第12条 甲は必要があるときは、乙に対し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

第13条 乙、丙及び丁は、甲が請求したときは、いつでもこの契約から生ずる債務の履行に必要な手続をとるものとする。

第14条 乙、丙及び丁は、奨学資金の返還を怠ったときに限り、当該奨学資金の回収に必要な範囲内において、乙、丙及び丁の地方税の賦課徴収に関して茨城県が保有する情報を甲が利用することに同意する。

第15条 この契約に定めのない事項については、条例及び規則その他の関係規程の定めるところによるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙丙丁記名押印の上、甲、乙各1通を保有する。

年 月 日

甲 債 権 者 水戸市笠原町 978 番 6
茨城県教育委員会教育長

印

乙 債 務 者 住 所
氏 名
生年月日

印

年 月 日

丙 連帯保証人 住 所
氏 名
生年月日
本人との関係

印

年 月 日

丁 保 証 人 住 所
氏 名
生年月日
本人との関係

印

年 月 日

様式第6号の2を次のように定める。

様式第6号の2（第4条関係）

奨 学 資 金 貸 与 契 約 書

茨城県教育委員会教育長（以下「甲」という。）と債務者
（以下「乙」という。）とは、茨城県奨学資金（以下「奨学資金」という。）の貸与について、
次の条項により貸与契約を締結する。

第1条 甲は、乙に対し 年度の入学一時金として奨学資金を貸与する。

第2条 奨学資金の額は、金 円とする。

第3条 奨学資金は、 年 月に交付するものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

第4条 乙は、奨学資金の貸与に係る大学又は専修学校（専門課程）（以下「大学等」という。）における正規の修業期間の終了する月の6月後から10年以内に、年賦により、甲に奨学資金を返還しなければならない。

第5条 乙は、大学等における正規の修業期間の終了後、直ちに茨城県奨学資金貸与条例施行規則（昭和38年茨城県教育委員会規則第9号。以下「規則」という。）に定める奨学資金借用証書及び奨学資金返還計画書（以下「返還計画書」という。）を甲に提出しなければならない。

第6条 甲は、前条の規定により乙が提出した返還計画書を適正と認めたときは、当該返還計画書に基づき、各年6月又は12月に茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）に定める納入通知書又は規則に定める奨学資金納入通知書（以下「納入通知書等」という。）を乙に発するものとする。ただし、乙が口座振替の方法により奨学資金を返還するときは、甲は別に定める納入通知書により、口座振替日及び振替額を通知するものとする。

第7条 奨学資金の返還は、納入通知書等又は口座振替の方法により茨城県指定金融機関、茨城県収納代理金融機関又は歳入の収納事務の委託を受けた者に納付して行うものとする。

第8条 乙は、納入通知書等に定める納期限又は第7条の口座振替日（以下「返還すべき日」という。）までに返還しなかったときは、返還すべき額に、当該返還すべき日の翌日から6月を超えるごとに、6月について100分の5の割合を乗じて得た額の延滞利息を支払うものとする。

第9条 第7条及び第8条の規定に関わらず、乙が茨城県奨学資金貸与条例（昭和38年茨城県条例第18号。以下「条例」という。）第11条第2項の規定に該当するときは、甲は規則に定めるところにより、奨学資金の全部又は一部の返還を免除する。

第10条 乙は、条例及び規則その他の関係規程を遵守し、奨学生としての責務を果たすとともに、貸与終了後は誠実に返還の義務を履行するものとする。

第11条 （以下「丙」という。）は、この契約から生ずる債務について連帯保証人となり、乙と連帯して債務履行の責を負うものとする。

第12条 （以下「丁」という。）は、保証人となり、この契約から生ずる債務を保証するものとする。

第13条 甲は必要があるときは、乙に対し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

第14条 乙、丙及び丁は、甲が請求したときは、いつでもこの契約から生ずる債務の履行に必要な手続をとるものとする。

第15条 乙、丙及び丁は、奨学資金の返還を怠ったときに限り、当該奨学資金の回収に必要な範囲内において、乙、丙及び丁の地方税の賦課徴収に関して茨城県が保有する情報を甲が利用することに同意する。

第16条 この契約に定めのない事項については、条例及び規則その他の関係規程の定めるところによるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙丙丁記名押印の上、甲、乙各1通を保有する。

年 月 日

甲 債 権 者 水戸市笠原町 978 番 6
茨城県教育委員会教育長 印

乙 債 務 者 住 所
氏 名 印
生年月日 年 月 日

丙 連帯保証人 住 所
氏 名 印
生年月日 年 月 日
本人との関係

丁 保 証 人 住 所
氏 名 印
生年月日 年 月 日
本人との関係

様式第 6 号の 3 を次のように定める。

様式第 6 号の 3 （第 4 条関係）

法定代理人同意書

私は、茨城県教育委員会教育長 と の間の下記の奨学資金貸与
契約について、 が であるため、法定代理人として契約の締結に同意いた
します。

記

契約の名称 奨学資金貸与契約
債 権 者 茨城県教育委員会教育長
債 務 者

【奨学金（月額貸与）】

貸与期間 年度から 年度まで
貸与金額 年額 円

【入学一時金】

貸与年度
貸与金額 円

年 月 日

法定代理人 住 所
氏 名
生年月日
電話番号

㊞

法定代理人 住 所
氏 名
生年月日
電話番号

㊞

茨城県教育委員会教育長 殿

様式第12号を次のように改める。

様式第12号（第12条関係）

奨学資金借用証書

	金額		百	十	万	千	百	十	円

茨城県奨学生として上記の金額を借用いたしました。

ついては、茨城県奨学資金貸与条例及び同条例施行規則その他の関係規程に従い、別記奨学資金返還計画書のとおり滞りなく返還いたします。

年 月 日

ふりがな
本人 氏 名

㊞

住 所

ふりがな
連帯保証人 氏 名

㊞

住 所

ふりがな
保 証 人 氏 名

㊞

住 所

茨城県教育委員会教育長 殿

特約事項

(一時償還)

第1条 奨学資金の貸与を受けた者（以下「乙」という。）は、茨城県教育委員会教育長（以下「甲」という。）が、次の各号の一に該当すると認め、一時償還の請求をした場合には、償還期限（半年賦又は年賦払の場合の各支払期限を含む。）の到来前であつても、直ちに債務の全務又は一部を弁済する。

(1) 乙が奨学資金の貸与を受けるに際し、又はその貸与を受けた後当該奨学資金の全額を返還するまでの間において、甲に対して虚偽の申し出又は報告をし、若しくは故意に必要な事実の報告を怠ったとき。

(2) 乙が茨城県奨学資金貸与条例及び同条例施行規則その他の関係規程に基づく義務の履行を怠ったとき。

(3) 前各号のほか、甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

(弁済の充当)

第2条 乙並びに乙の連帯保証人及び保証人は、弁済充当の指定権が甲にあることを承認する。

第3条 乙並びに乙の連帯保証人及び保証人は、当該奨学資金に関する訴訟につき、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

(注意事項)

- 1 借用金額は貸与総額と一致し、金額の頭首には¥を付すこと。
- 2 本人、連帯保証人及び保証人は、それぞれ署名の上、押印すること。
- 3 連帯保証人及び保証人の印は、印鑑登録してあるものを用い、印鑑登録証明書を添付すること。

様式第13号中

		★返還者コード											
D													
フリガナ											学 校 名	生 年 月 日	性別
氏名												年: 月: 日	※男 女

を

返還者コード (記入しないこと。)		D										
フリガナ											学 校 名	生 年 月 日
氏名												年: 月: 日

に,

「(記載上の注意) ※印のところは、必要文字を○で囲むこと。★印のところは記入しないこと。」を「(記入上の注意) ※印のところは、該当するものを○で囲むこと。」に改める。

(茨城県高等学校等奨学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第2条 茨城県高等学校等奨学資金貸与条例施行規則(平成14年茨城県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

2 前項において、奨学生が民法(明治29年法律第89号)第13条に規定する制限行為能力者であるときは、法定代理人の同意書(様式第4号の2)を併せて提出するものとする。

第11条中「納付する」を「納付することをもって行う」に改める。

様式第1号中

ふりがな	性 別	を
(年 月 日生)	男 ・ 女	

」

ふりがな	生 年 月 日	に改める。
	年 月 日	

」

様式第4号を次のように改める。

様式第4号(第6条関係)

奨学資金貸与契約書

茨城県教育委員会教育長 (以下「甲」という。)と債務者
(以下「乙」という。)とは、茨城県高等学校等奨学資金(以下「奨学資金」という。)の貸与について、次の条項により貸与契約を締結する。

第1条 甲は、乙に対し奨学資金として年額 円を貸与するものとする。

第2条 奨学資金は、年3回に分けて、 月、 月及び 月に交付するものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

第3条 乙は、奨学資金の貸与終了月の6月後から20年以内に、半年賦又は年賦により、甲に奨学資金を返還しなければならない。

第4条 乙は、奨学資金の貸与終了後、直ちに茨城県高等学校等奨学資金貸与条例施行規則(平成14年茨城県教育委員会規則第9号。以下「規則」という。)に定める奨学資金借用証書及び奨学資金返還計画書(以下「返還計画書」という。)を甲に提出しなければならない。

第5条 甲は、前条の規定により乙が提出した返還計画書を適正と認めたときは、当該返還計画書に基づき、各年6月又は12月に茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号)に定める納入通知書又は規則に定める奨学資金納入通知書(以下「納入通知書等」という。)を乙に発するものとする。ただし、乙が次条の口座振替の方法により奨学資金を返還するときは、甲は別に定める納入通知書により、口座振替日及び振替額を通知するものとする。

第6条 奨学資金の返還は、前条の規定により甲が発する納入通知書等又は口座振替の方法により茨城県指定金融機関、茨城県収納代理金融機関又は歳入の収納事務の委託を受けた者に納付して行うものとする。

第7条 乙は、納入通知書等に定める納期限又は第6条の口座振替日（以下「返還すべき日」という。）までに返還しなかったときは、返還すべき額に、当該返還すべき日の翌日から6月を超えるごとに、6月について100分の5の割合を乗じて得た額の延滞利息を支払うものとする。

第8条 乙は、茨城県高等学校等奨学資金貸与条例（平成14年茨城県条例第33号。以下「条例」という。）及び規則その他の関係規程を遵守し、奨学生としての責務を果たすとともに、貸与終了後は誠実に返還の義務を履行するものとする。

第9条 及び （以下「丙」という。）は、この契約から生ずる債務について連帯保証人となり、乙と連帯して債務履行の責を負うものとする。

第10条 甲は必要があるときは、乙に対し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

第11条 乙及び丙は、甲が請求したときは、いつでもこの契約から生ずる債務の履行に必要な手続をとるものとする。

第12条 乙及び丙は、奨学資金の返還を怠ったときに限り、当該奨学資金の回収に必要な範囲内において、乙及び丙に関する地方税の賦課徴収に関する情報及び賦課徴収に関して茨城県が保有する情報を甲が利用することに同意する。

第13条 この契約に定めのない事項については、条例及び規則その他の関係規程の定めるところによるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙丙記名押印の上、甲、乙各1通を保有する。

年 月 日

甲 債 権 者 水戸市笠原町 978 番 6
茨城県教育委員会教育長

印

乙 債 務 者 住 所
氏 名
生年月日

印

年 月 日

丙 連帯保証人 住 所
氏 名
生年月日
本人との関係

印

年 月 日

丙 連帯保証人 住 所
氏 名
生年月日
本人との関係

印

年 月 日

様式第4号の2を次のように定める。

様式第4号の2（第6条関係）

法定代理人同意書

私は、茨城県教育委員会教育長 と の間の下記奨学資金貸与
契約について、 が であるため、法定代理人として契約の締結に同意いた
します。

記

契約の名称 奨学資金貸与契約
債権者 茨城県教育委員会教育長
債務者
貸与期間 年度
貸与金額 年額 円

年 月 日

法定代理人 住 所
氏 名 ㊞
生年月日 年 月 日
電話番号

法定代理人 住 所
氏 名 ㊞
生年月日 年 月 日
電話番号

茨城県教育委員会教育長 殿

様式第13号を次のように改める。

様式第13号（第10条関係）

奨学資金借用証書										K									
										学 校 長 印							原簿と対照印		
																	学校 係員		
																	県 係員		
金 額		百	十	万	千	百	十	円											

茨城県高等学校等奨学生として上記の金額を借用いたしました。

ついては、茨城県高等学校等奨学資金貸与条例及び同条例施行規則その他の関係規程に従い、別記奨学資金返還計画書のとおりに滞りなく返還いたします。

年 月 日

ふりがな
本人氏名 印
住所

私どもは、奨学生に上記のとおり履行させるとともに、万一奨学生が履行しないときは、その債務を連帯して負担することを保証します。

ふりがな
連帯保証人氏名 印
住所

ふりがな
連帯保証人氏名 印
住所

茨城県教育委員会教育長 殿

特約事項
(一時償還)

第1条 茨城県教育委員会教育長（以下「甲」という。）は、奨学資金の貸与を受けた者（以下「乙」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、一時償還の請求をするものとする。この場合において、乙は償還期限（半年賦又は年賦払の場合の各支払期限を含む。）の到来前であっても、直ちに債務の全部又は一部を弁済しなければならない。

(1) 乙が奨学資金の貸与を受ける際、又はその貸与を受けた後等が当該奨学資金の全額を返済するまでの間において、甲に対して虚偽の申し出又は報告をし、若しくは故意に必要な事実の報告を怠ったとき。

(2) 乙が茨城県高等学校等奨学資金貸与条例及び同条例施行規則その他の関係規程に基づく義務の履行を怠ったとき。

(3) 前各号の外、甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。
(弁済の充当)

第2条 乙及び乙の保証人は、弁済充当の指定権が甲にあることを承認する。
(管轄裁判所)

第3条 乙及び乙の保証人は、当該奨学資金に関する訴訟につき、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(注意事項)

- 1 借用金額は貸与総額と一致し、金額の頭書には¥を付すこと。
- 2 本人、連帯保証人2名は、それぞれ署名の上、押印すること。
- 3 連帯保証人の印は、印鑑登録してあるものを用い、印鑑登録証明書を添付すること。

返 還 者 コ ー ド						
K						
フリガナ				学 校 名	生 年 月 日	性別
氏 名					年 月 日 ※ 男 女	

返還者コード (記入しないこと。)	K							
フリガナ					学 校 名			生 年 月 日
氏 名								年 月 日

(茨城県育英奨学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第4条第3項中「誓約書」を「奨学資金貸与契約書」に、「教育長」を「速やかに教育長」に改める。

4 前項において、奨学生が民法（明治29年法律第89号）第13条に規定する制限行為能力者であるときは、法定代理人の同意書（様式第5号の2）を併せて提出するものとする。第10条中「納付する」を「納付することをもって行う」に改める。

学校名	立	学校	科	第	学年	
						(正規の修業期限 年)

を

学校名	学校	科	第	学年	
					(正規の修業年限 年)

に、

成 績 記 入 欄	※ (中学校等・高等学校等 の成績評定表)				評 定 科目数 評 定 値 $5 \times () = ()$ $4 \times () = ()$ $3 \times () = ()$ $2 \times () = ()$ $1 \times () = ()$ 合計 A () B ()	$\frac{B}{A} = $ 評定平均値	を
	学年 設定	() 年	() 年	合 計			
	5						
	4						
	3						
	2						
	1						
	合 計			A			

成 績 記 入 欄	※ (中学校等・高等学校等 の成績評定表)				評 定 科目数 評 定 値 $5 \times () = ()$ $4 \times () = ()$ $3 \times () = ()$ $2 \times () = ()$ $1 \times () = ()$ 合計 A () B ()	$\frac{B}{A} = $ 評定平均値	に,
	学年 評定	() 年	() 年	合 計			
	5						
	4						
	3						
	2						
	1						
	合 計			A			

「(記載上の注意)」を「(記入上の注意)」に, 「2 成績評定は, 前2年の(第2学年は前1年)の科目数を記入のこと。」を「2 成績評定は, 前2年(第2学年は前1年)の科目数を記入のこと。」に改める。

様式第2号の1中

立 学校 第 学年	進路希望先	学校
ふりがな	性 別	年 齢
(年 月 日生)	※ 男 ・ 女	満 歳

学校 第 学年	進路希望先	学校
ふりがな	生 年 月 日	年 齢
	年 月 日	満 歳

「(記載上の注意)

- 1 ※印のところは、該当するものを○で囲むこと。
- 2 家計内容は、家族全員の収入をありのまま記入し、父及び母またはこれに代わって家計を支えている者について、前年の収入を証明する書類を添付すること。
- 3 家族の状況の続柄の前に、別居者に×印を付けること。
- 4 家庭事情欄は、具体的かつ詳細に記入のこと。
- 5 連帯保証人は、親権者又はこれに代わる者で、将来奨学資金返還の責任を負いうる者を

なお、申請の際は連帯保証人1人でよいが、奨学生として採用されたときは、更に
もう1人の連帯保証人を要するから、あらかじめ考慮しておくこと。

- 6 所定欄に記入のないものは、判定材料を欠くものとして不採用とすることがある。」

「(記入上の注意)

- 1 家計内容は、家族全員の収入をありのまま記入し、父及び母又はこれに代わって家計を支えている者について、前年の収入を証明する書類を添付すること。
- 2 家族の状況のうち、別居者については、続柄の前に×印を付けること。
- 3 家庭事情欄は、具体的かつ詳細に記入のこと。
- 4 連帯保証人は、親権者又はこれに代わる者で、将来奨学資金返還の責任を負いうるに改める。
者であること。

なお、申請の際は連帯保証人1人でよいが、奨学生として採用されたときは、更に
もう1人の連帯保証人を要するから、あらかじめ考慮しておくこと。

- 5 所定欄に記入のないものは、判定材料を欠くものとして不採用とすることがある。」

様式第2号の2中

学校	学科	※ 全日制 定時制 通信制	科
ふりがな	性 別		
(年 月 日生)	※ 男 ・ 女		

学校	学科	全日制 定時制 通信制	科
ふりがな	生 年 月 日		
	年 月 日		

「(記載上の注意)

- 1 ※印のところは、該当するものを○で囲むこと。
- 2 家計内容は、家族全員の収入をありのまま記入し、父及び母またはこれに代わって家計を支えている者について、前年の収入を証明する書類を添付すること。
- 3 家族の状況の続柄の前に、別居者に×印を付けること。
- 4 家庭事情欄は、具体的かつ詳細に記入のこと。
- 5 連帯保証人は、親権者又はこれに代わる者で、将来奨学資金返還の責任を負いうる者を
者であること。
なお、申請の際は連帯保証人1人でよいが、奨学生として採用されたときは、更に
もう1人の連帯保証人を要するから、あらかじめ考慮しておくこと。
- 6 所定欄に記入のないものは、判定材料を欠くものとして不採用とすることがある。」

「(記入上の注意)

- 1 家計内容は、家族全員の収入をありのまま記入し、父及び母又はこれに代わって家計を支えている者について、前年の収入を証明する書類を添付すること。
- 2 家族の状況のうち、別居者については、続柄の前に×印を付けること。
- 3 家庭事情欄は、具体的かつ詳細に記入のこと。
- 4 連帯保証人は、親権者又はこれに代わる者で、将来奨学資金返還の責任を負いうるに改める。
者であること。
なお、申請の際は連帯保証人1人でよいが、奨学生として採用されたときは、更に
もう1人の連帯保証人を要するから、あらかじめ考慮しておくこと。
- 5 所定欄に記入のないものは、判定材料を欠くものとして不採用とすることがある。」

様式第3号中

学 校 (平成 年 月卒業予定)	を
---------------------	---

学 校 (年 月卒業予定)	に改める。
-------------------	-------

様式第5号を次のように改める。

様式第5号(第4条関係)

奨 学 資 金 貸 与 契 約 書

茨城県教育委員会教育長 (以下「甲」という。)と債務者
(以下「乙」という。)とは、茨城県育英奨学資金(以下「奨学資金」という。)の貸与につ
いて、次の条項により貸与契約を締結する。

- 第1条 甲は、乙に対し 年度から 年度まで、奨学資金を貸与する。
- 第2条 奨学資金の額は、年額金 円とする。
- 第3条 奨学資金は、年4回に分けて、 月、 月、 月及び 月に交付するものとする。ただし、初年度の貸与ほか特別の事情がある場合は、この限りでない。
- 第4条 乙は、奨学資金の貸与終了月の6月後から10年以内に、半年賦又は年賦により、甲に奨学資金を返還しなければならない。
- 第5条 乙は、奨学資金の貸与終了後、直ちに茨城県育英奨学資金貸与条例施行規則（平成16年茨城県教育委員会規則第9号。以下「規則」という。）に定める茨城県育英奨学資金借用証書及び茨城県育英奨学資金返還計画書（以下「返還計画書」という。）を甲に提出しなければならない。
- 第6条 甲は、前条の規定により乙が提出した返還計画書を適正と認めたときは、当該返還計画書に基づき、各年6月又は12月に茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）に定める納入通知書又は規則に定める奨学資金納入通知書（以下「納入通知書等」という。）を乙に発するものとする。ただし、乙が口座振替の方法により奨学資金を返還するときは、甲は別に定める納入通知書により、口座振替日及び振替額を通知するものとする。
- 第7条 奨学資金の返還は、納入通知書等又は口座振替の方法により茨城県指定金融機関、茨城県収納代理金融機関又は歳入の収納事務の委託を受けた者に納付して行うものとする。
- 第8条 乙は、納入通知書等に定める納期限又は第6条の口座振替日（以下「返還すべき日」という。）までに返還しなかったときは、返還すべき額に、当該返還すべき日の翌日から6月を超えるごとに、6月について100分の5の割合を乗じて得た額の延滞利息を支払うものとする。
- 第9条 乙は、茨城県育英奨学資金貸与条例（平成16年茨城県条例第46号。以下「条例」という。）及び規則その他の関係規程を遵守し、奨学生としての責務を果たすとともに、貸与終了後は誠実に返還の義務を履行するものとする。
- 第10条 及び （以下「丙」という。）は、この契約から生ずる債務について連帯保証人となり、乙と連帯して債務履行の責を負うものとする。
- 第11条 甲は必要があるときは、乙に対し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 第12条 乙及び丙は、甲が請求したときは、いつでもこの契約から生ずる債務の履行に必要な手続をとるものとする。
- 第13条 乙及び丙は、奨学資金の返還を怠ったときに限り、当該奨学資金の回収に必要な範囲内において、乙及び丙の地方税の賦課徴収に関して茨城県が保有する情報を甲が利用することに同意する。
- 第14条 この契約に定めのない事項については、条例及び規則その他の関係規程の定めるところによるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙丙記名押印の上、甲、乙各1通を保有する。

年 月 日

甲 債 権 者 水戸市笠原町 978 番 6
茨城県教育委員会教育長 印

乙 債 務 者 住 所
氏 名 印
生年月日 年 月 日

丙 連帯保証人 住 所
氏 名 印
生年月日 年 月 日
本人との関係

丙 連帯保証人 住 所
氏 名 印
生年月日 年 月 日
本人との関係

様式第 5 号の 2 を次のように定める。

様式第 5 号の 2 （第 4 条関係）

法定代理人同意書

私は、茨城県教育委員会教育長 と の間の下記の奨学資金貸与
契約について、 が であるため、法定代理人として契約の締結に同意いた
します。

記

契約の名称 奨学資金貸与契約
債 権 者 茨城県教育委員会教育長
債 務 者
貸 与 期 間 年度から 年度まで
貸 与 金 額 年額 円

年 月 日

法定代理人 住 所
氏 名 印
生年月日 年 月 日
電話番号

法定代理人 住 所
氏 名 ㊟
生年月日 年 月 日
電話番号

茨城県教育委員会教育長 殿

様式第14号を次のように改める。

様式第 14 号（第 9 条関係）

茨 城 県 育 英 奨 学 資 金 借 用 証 書

金 額		百	十	万	千	百	十	円
-----	--	---	---	---	---	---	---	---

茨城県育英奨学生として上記の金額を借用いたしました。

ついては、茨城県育英奨学資金貸与条例及び同条例施行規則その他の関係規程に従い、別記茨城県育英奨学資金返還計画書のとおりに滞りなく返還いたします。

年 月 日

ふりがな
本 人 氏 名 ㊟
住 所

私どもは、奨学生に上記のとおり履行させるとともに、万一本人が履行しないときは、その債務を連帯して負担することを保証します。

ふりがな
連帯保証人 氏 名 ㊟
住 所

ふりがな
連帯保証人 氏 名 ㊟
住 所

茨城県教育委員会教育長 殿

特約事項

（一時償還）

第 1 条 奨学資金の貸与を受けた者（以下「乙」という。）は、茨城県教育委員会教育長（以下「甲」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認め、一時償還の請求をした場合には、償還期限（半年賦又は年賦払の場合の各支払期限を含む。）の到来前であっても、直ちに債務の全務又は一部を弁済する。

(1) 乙が奨学資金の貸与を受けるに際し、又はその貸与を受けた後当該奨学資金の全額を返済するまでの間において、甲に対して虚偽の申し出又は報告をし、若しくは故意に必要な事実の報告を怠ったとき。

(弁済の充当)

(裁判管轄)

(注意事項)

- 1 借用金額は貸与総額と一致し、金額の頭首には¥を付すこと。
- 2 本人、連帯保証人は、それぞれ自署の上、押印すること。
- 3 連帯保証の印は、印鑑登録してあるものを用い、印鑑登録証明書を添付すること。

◆返還者コード													
フリガナ 氏名				学校名			生年月日	年	月	日	性別	男・女	

返還者コード (記入しないこと。)		I							
フリガナ 氏 名		学校名				生年月日		年	月 日

(茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の一部改正)

第4条に次の1項を加える。

第6条の2中「納付する」を「納付することをもって行う」に改める。

	性 別	年 齡	学科	科
(年 月 日生)	男・女	満 歳	学年	年

	生 年 月 日	課程・学科・学年	に改める。
	年 月 日 (満 歳)	制 科 年	

様式第5号を次のように改める。

様式第5号（第4条）

修 学 奨 励 資 金 貸 与 契 約 書

茨城県教育委員会教育長（以下「甲」という。）と債務者
（以下「乙」という。）とは、年度茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金（以下「修学奨励資金」という。）の貸与について、次の条項により貸与契約を締結する。

第1条 甲は、乙に対し修学奨励資金として年額金 円を貸与するものとする。

第2条 修学奨励資金は、年3回に分けて 月、 月及び 月に交付するものとする。

ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

第3条 乙は、修学奨励資金の貸与終了月又は貸与時の高等学校定時制課程若しくは通信制課程への在学終了月の6月後から、貸与を受けた月数を通算した期間に相当する期間内に、月賦又は半年賦により、甲に修学奨励資金を返還しなければならない。ただし、乙が茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例（昭和52年茨城県条例第24号。以下「条例」という。）第6条に規定する事由に該当すると認められるときは、甲は、乙の返還債務の全部又は一部を免除するものとする。

第4条 乙は、修学奨励資金の貸与終了後又は貸与時の高等学校定時制課程若しくは通信制課程への在学終了後、直ちに茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則（昭和50年茨城県教育委員会規則第3号。以下「規則」という。）に定める修学奨励資金借用証書及び修学奨励資金返還明細書（以下「返還明細書」という。）を甲に提出しなければならない。ただし、乙が条例第6条に規定する事由に該当するときは、この限りでない。

第5条 甲は、前条の規定により乙が提出した返還明細書を適正と認めたときは、当該返還明細書に基づき、各月又は各年6月若しくは12月に茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）に定める納入通知書を乙に発するものとする。ただし、乙が口座振替の方法により修学奨励資金を返還するときは、甲は別に定める納入通知書により、口座振替日及び振替額を通知するものとする。

第6条 修学奨励資金の返還は、前条の納入通知書又は口座振替の方法により茨城県指定金融機関、茨城県収納代理金融機関又は歳入の収納事務の委託を受けた者に納付して行うものとする。

第7条 乙は、第5条の納入通知書に定める納期限又は同条の口座振替日（以下「返還すべき日」という。）までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を支払うものとする。

第8条 乙は、条例及び規則その他の関係規程を順守し、修学生としての責務を果たすとともに、貸与終了後において返還債務があるときは、誠実に返還の義務を履行するものとする。

第9条 及び （以下「丙」という。）は、この契約から生ずる債務について連帯保証人となり、乙と連帯して債務履行の責を負うものとする。

第10条 甲は、必要があるときは、乙に対し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

第11条 乙及び丙は、甲が請求したときは、いつでもこの契約から生ずる債務の履行に必要な手続をとるものとする。

第12条 乙及び丙は、修学奨励資金の返還を怠ったときに限り、当該修学奨励資金の回収に必要な範囲内において、乙及び丙の地方税の賦課徴収に関して茨城県が保有する情報を甲が利用することに同意する。

第13条 この契約に定めのない事項については、条例及び規則その他の関係規程の定めるところによるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙丙記名押印の上、甲、乙各1通を保有する。

年 月 日

甲 債 権 者 水戸市笠原町 978 番 6
茨城県教育委員会教育長

印

乙 債 務 者 住 所
氏 名
生年月日

印

年 月 日

丙 連帯保証人 住 所
氏 名
生年月日
本人との関係

印

年 月 日

丙 連帯保証人 住 所
氏 名
生年月日
本人との関係

印

年 月 日

様式第5号の2を次のように定める。

様式第5号の2（第4条）

法定代理人同意書

私は、茨城県教育委員会教育長 と の間の下記の下記の修学奨励資金
貸与契約について、 が であるため、法定代理人として契約の締結に同意
いたします。

記

契約の名称 修学奨励資金貸与契約
債権者 茨城県教育委員会教育長
債務者
貸与期間 年度
貸与金額 年額 円

年 月 日

法定代理人 住 所
氏 名 ㊞
生年月日 年 月 日
電話番号

法定代理人 住 所
氏 名 ㊞
生年月日 年 月 日
電話番号

茨城県教育委員会教育長 殿

付 則
この規則は、公布の日から施行する。

令和2年4月24日提出

茨城県教育委員会教育長 小泉 元伸

（提案理由）

民法の改正（債権関係。令和2年4月施行）に伴い、奨学資金等の貸与に係る関係規定を改正するほか、所要の改正をしようとするものである。

茨城県奨学資金貸与条例施行規則新旧対照表

改 正 案	現 行
(奨学資金の貸与を受ける者の決定) 第4条 教育長は、前条の規定による申出があつたときは、その内容を審査し、奨学資金の貸与を受ける者を決定するものとする。ただし、同条第1号の規定により貸与を申し出た者については、奨学生進学届(様式第4号)の提出があつた後、奨学資金の貸与を受ける者を決定するものとする。 2 教育長は、前項の規定により奨学資金の貸与を受ける者を決定したときは、茨城県奨学生決定通知書(様式第5号)により速やかに学校長を経て当該者に通知するものとする。 3 前項の規定により通知を受けた者は、<u>奨学資金貸与契約書(様式第6号。入学一時金の貸与を受けるときは様式第6号の2)を速やかに</u>教育長に提出しなければならない。 4 <u>前項において、奨学生が民法(明治29年法律第89号)第13条に規定する制限行為能力者であるときは、法定代理人の同意書(様式第6号の3)を併せて提出するものとする。</u> (奨学資金の返還の方法) 第13条 条例第7条の規定による奨学資金の返還は、茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号)の定めるところにより発する納入通知書若しくは奨学資金納入通知書(様式第14号)又は口座振替の方法により茨城県指定金融機関、茨城県収納代理金融機関又は歳入の収納事務の委託を受けた者に納付する<u>ことをもって行う</u>ものとする。	(奨学資金の貸与を受ける者の決定) 第4条 教育長は、前条の規定による申出があつたときは、その内容を審査し、奨学資金の貸与を受ける者を決定するものとする。ただし、同条第1号の規定により貸与を申し出た者については、奨学生進学届(様式第4号)の提出があつた後、奨学資金の貸与を受ける者を決定するものとする。 2 教育長は、前項の規定に<u>よる</u>奨学資金の貸与を受ける者を決定したときは、茨城県奨学生決定通知書(様式第5号)により速やかに学校長を経て当該者に通知するものとする。 3 前項の規定により通知を受けた者は、<u>誓約書</u> (様式第6号) <u>教育長に提出しなければならない。</u> 4 (新設) (奨学資金の返還の方法) 第13条 条例第7条の規定による奨学資金の返還は、茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号)の定めるところにより発する納入通知書若しくは奨学資金納入通知書(様式第14号)又は口座振替の方法により茨城県指定金融機関、茨城県収納代理金融機関又は歳入の収納事務の委託を受けた者に納付する<u> </u>ものとする。

茨城県奨学資金貸与条例施行規則新旧対照表

改 正 案														現 行																
様式第2号（第3条関係） (表) 予約採用 茨城県教育委員会														様式第2号（第3条関係） (表) 予約採用 茨城県教育委員会																
奨 学 生 願 書														奨 学 生 願 書																
ふりがな				年 月 日生		奨学金（月額貸与）の 貸与希望期間				入学一時金の 貸与希望の有無				ふりがな				※ 男女 (満 歳)		奨学金の貸与希望期間		入学一時金の 貸与希望の有無								
氏 名				(満 歳)		年 月から 年 月まで 年 月間				※ 有・無				氏 名				年 月から 年 月まで 年 月間		※ 有・無										
学 校 名	学校 第 学年			進 学 希 望 先	※ 大学・専修学校（専門課程）									学 校 名	学校 第 学年			進 学 希 望 先	※ 大学・専修学校（専門課程）											
本 人	現住所													本 人	現住所															
家族現住所 茨城県														家族現住所 茨 城 県																
家 計 内 容	給与収入金額				※営業等・農業・不動産・利子・配当 所得金額										家 計 内 容	給与収入金額				※営業等・農業・不動産・利子・配当 所得金額										
	円				円											円				円										
	合計 円				合計 円											合計 円				合計 円										
家 族	続柄	氏 名	年齢	職 業	勤務先	役職名	年 収	父又は母死亡のときは、その							続柄	氏 名	年齢	職 業	勤務先	役職名	年 収	父又は母死亡のときは、その								
	父		歳				円	年 月 日 (歳)							父		歳				円	年 月 日 (歳)								
	母							就 学 者 の 在学学校名		学年	現在までの 県奨学資金 貸与の有無					母							就 学 者 の 在学学校名		学年	現在までの 県奨学資金 貸与の有無				
	本人							就 学 者 の 在学学校名		学年	現在までの 県奨学資金 貸与の有無					本人							就 学 者 の 在学学校名		学年	現在までの 県奨学資金 貸与の有無				

の 状 況									年	※有 無
										有 無
										有 無
										有 無
	合計（人）									
家族 経済 状況 及び 奨学 資金 希望 理由										
(裏)										
本人 の 履 歴	年 月 中学校卒業					年 月				
	年 月					年 月				
	年 月					年 月				
以上のとおり記載に相違ありません。 奨学生として採用の上、奨学資金を貸与されるようお願いいたします。 なお、採用の上は、茨城県奨学資金貸与条例及び同条例施行規則その他の関係規程に従い、奨学生としての責務を果たすことはもとより、奨学資金の返還その他の義務についても、両名連帯の責任を負うことを誓約いたします。										

の 状 況									年	※有 無
										有 無
										有 無
										有 無
	合計（人）									
家族 経済 状況 及び 奨学 資金 希望 理由										
(裏)										
本人 の 履 歴	年 月 中学校卒業					年 月				
	年 月					年 月				
	年 月					年 月				
以上のとおり記載に相違ありません。 奨学生として採用のうえ奨学資金を貸与されるようお願いいたします。 なお、採用のうえは、茨城県奨学資金貸与条例の規定に従い、奨学生としての責務を果たすことはもとより、奨学資金の返還その他の義務についても、両名連帯の責任を負うことを誓約いたします。										

年 月 日

本人 氏名
連帯保証人 氏名
現住所
生年月日 年 月 日
続柄 本人の()

茨城県教育委員会教育長 殿

(記入上の注意)

- ※印のところは、該当するものを○で囲むこと。
- 奨学金の貸与希望期間は、入学一時金の貸与だけを希望する者については記入不要であること。
- 入学一時金貸与の出願者資格は、月額貸与とは異なるので留意すること。
- 家計内容は、家族全員の収入をできるだけ詳細にありのまま記入し、父及び母又はこれに代わって家計を支えている者について、前年の収入を証明する書類を添付すること。
- 家族の状況のうち、別居者については、続柄の前に×印を付けること。
- 家族経済状況及び奨学資金希望理由は、具体的かつ詳細に記入のこと。
- 本人の履歴は、必要に応じて適宜修正し、入学、卒業のほか、休学、転学、退学、身分の異動等も理由を付して漏れなく記入のこと。
- 連帯保証人は、独立の生計を営む父母兄弟又はこれに代わる者（本人が未成年者であるときは、親権者又は未成年後見人）で、将来奨学資金返還の責任を負う者であること。

なお、出願の際は連帯保証人1人でよいが、奨学生として採用されたときは更に別の保証人1人を要するから、あらかじめ考慮しておくこと。

- 所定欄に記入のないものは、判定材料を欠くものとして不採用とすることがある。

年 月 日

本人 氏名
連帯保証人 氏名
現住所
続柄 本人の()
年 月 日生

茨城県教育委員会教育長 殿

(記載上の注意)

- ※印のところは、該当するものを○で囲むこと。
- 奨学金の貸与希望期間は、入学一時金の貸与だけを希望する者については記入不要であること。
- 入学一時金貸与の出願者資格は、月額貸与とは異なるので留意すること。
- 家計内容は、家族全員の収入をできるだけ詳細にありのまま記載し、父及び母又はこれに代わって家計を支えている者について、前年の収入を証明する書類を添付すること。
- 家族の状況のうち、続柄の前に、別居者に×印を付けること。
- 家族経済状況及び奨学資金希望理由は、具体的かつ詳細に記入のこと。
- 本人の履歴は、必要に応じて適宜修正し、入学、卒業のほか、休学、転学、退学、身分の異動等も理由を付して漏れなく記入のこと。
- 連帯保証人は、独立の生計を営む父母兄弟又はこれに代わる者（本人が未成年者であるときは、親権者又は未成年後見人）で、将来奨学資金返還の責任を負う者であること。

なお、出願の際は連帯保証人1人でよいが、奨学生として採用されたときは更に別の保証人1人を要するから、あらかじめ考慮しておくこと。

- 所定欄に記入のないものは、判定材料を欠くものとして不採用とすることがある。

茨城県奨学資金貸与条例施行規則新旧対照表

改 正 案															現 行																
様式第3号（第3条関係） (表)															様式第3号（第3条関係） (表)																
希望する貸与額区分 ※ 自宅通学・自宅外通学 在学採用 茨城県教育委員会															自宅外通学希望者（朱書） 在学採用 茨城県教育委員会																
奨 学 生 願 書															奨 学 生 願 書																
ふりがな					年 月 日生			奨学金（月額貸与）の 貸与希望期間					入学一時金の 貸与希望の有無		ふりがな					※ 年 月 日生			奨学金の貸与希望期間					入学一時金の 貸与希望の有無			
氏 名					(満 歳)			年 月から 年 月まで 年 月間					※ 有・無		氏 名					男女 (満 歳)			年 月から 年 月まで 年 月間					※ 有・無			
在 学 校	大学 学部 科 第 学年														在 学 校	大学 学部 科 第 学年															
	学校 課程															学校 課程															
所在地															所在地																
本人 現住所															本人 現住所																
家族現住所 茨城県															家族現住所 茨 城 県																
家 計 内 容	給与収入金額					※営業等・農業・不動産・利子・配当 所得金額										家 計 内 容	給与収入金額					※営業等・農業・不動産・利子・配当 所得金額									
	円					円											円					円									
	合計 円					合計 円											合計 円					合計 円									
家 族	続柄	氏 名	年齢	職 業	勤務先	役職名	年 収	父又は母死亡のときは、その 年 月 日 (歳)							家 族	続柄	氏 名	年齢	職 業	勤務先	役職名	年 収	父又は母死亡のときは、その 年 月 日 (歳)								
	父		歳				円									円														父	
	母								就 学 者 の 在学学校名	学年	現在までの 県奨学資金 貸与の有無	母								就 学 者 の 在学学校名	学年	現在までの 県奨学資金 貸与の有無									
	本人							本人																							

の 状 況									年	※有	無
										有	無
										有	無
										有	無
	合計（人）										
家族 経済 状況 及び 奨学 資金 希望 理由											

(裏)												
本人の 履歴	年	月	中学校卒業				年	月				
	年	月					年	月				
	年	月					年	月				
	年	月					年	月				
	年	月					年	月				
	年	月					年	月				

の 状 況										年	※有	無
											有	無
											有	無
											有	無
	合計（人）											
家族 経済 状況 及び 奨学 資金 希望 理由												

(裏)												
本人の 履歴	年	月	中学校卒業				年	月				
	年	月					年	月				
	年	月					年	月				
	年	月					年	月				
	年	月					年	月				
	年	月					年	月				

以上のとおり記載に相違ありません。

奨学生として採用の上、奨学資金を貸与されるようお願いいたします。

なお、採用の上は、茨城県奨学資金貸与条例及び同条例施行規則その他関係規程に従い、奨学生としての責務を果たすことはもとより、奨学資金の返還その他の義務についても、両名連帯の責任を負うことを誓約いたします。

年 月 日

本 人 氏 名 ふりがな
連帯保証人 氏 名 ふりがな
現 住 所
生年月日 年 月 日
続 柄 本人の()

茨城県教育委員会教育長 殿

(記入上の注意)

- ※印のところは、該当するものを○で囲むこと。
- 奨学金の貸与希望期間は、入学一時金の貸与だけを希望する者については記入不要であること。
- 入学一時金貸与の出願者資格は、月額貸与とは異なるので留意すること。
- 家計内容は、家族全員の収入をできるだけ詳細にありのまま記入し、父及び母又はこれに代わって家計を支えている者について、前年の収入を証明する書類を添付すること。
- 家族の状況のうち、別居者については、続柄の前に×印を付けること。
- 家族経済状況及び奨学資金希望理由は、具体的かつ詳細に記入のこと。
- 本人の履歴は、必要に応じて適宜修正し、入学、卒業のほか、休学、転学、退学、身分の異動等も理由を付して漏れなく記入のこと。
- 連帯保証人は、独立の生計を営む父母兄弟又はこれに代わる者（本人が未成年者であるときは、親権者又は未成年後見人）で、将来奨学資金返還の責任を負う者であること。

なお、出願の際は連帯保証人1人でよいが、奨学生として採用されたときは更に別の保証人1人を要するから、あらかじめ考慮しておくこと。

- 所定欄に記入のないものは、判定材料を欠くものとして不採用とすることがある。

以上のとおり記載に相違ありません。

奨学生として採用のうえ奨学資金を貸与されるようお願いいたします。

なお、採用のうえは、茨城県奨学資金貸与条例 の規定に従い、奨学生としての責務を果たすことはもとより、奨学資金の返還その他の義務についても、両名連帯の責任を負うことを誓約いたします。

年 月 日

本 人 氏 名 ふりがな
連帯保証人 氏 名 現 住 所
続 柄 本人の()
年 月 日生

茨城県教育委員会教育長 殿

(記載上の注意)

- ※印のところは、該当するものを○で囲むこと。
- 奨学金の貸与希望期間は、入学一時金の貸与だけを希望する者については記入不要であること。
- 入学一時金貸与の出願者資格は、月額貸与とは異なるので留意すること。
- 家計内容は、家族全員の収入をできるだけ詳細にありのまま記載し、父及び母又はこれに代わって家計を支えている者について、前年の収入を証明する書類を添付すること。
- 家族の状況のうち、続柄の前に、別居者に×印を付けること。
- 家族経済状況及び奨学資金希望理由は、具体的かつ詳細に記入のこと。
- 本人の履歴は、必要に応じて適宜修正し、入学、卒業のほか、休学、転学、退学、身分の異動等も理由を付して漏れなく記入のこと。
- 連帯保証人は、独立の生計を営む父母兄弟又はこれに代わる者（本人が未成年者であるときは、親権者又は未成年後見人）で、将来奨学資金返還の責任を負う者であること。

なお、出願の際は連帯保証人1人でよいが、奨学生として採用されたときは更に別の保証人1人を要するから、あらかじめ考慮しておくこと。

- 所定欄に記入のないものは、判定材料を欠くものとして不採用とすることがある。

茨城県奨学資金貸与条例施行規則新旧対照表

改 正 案	現 行								
様式第 4 号（第 4 条関係）	様式第 4 号（第 4 条関係）								
奨 学 生 進 学 届 茨城県教育委員会教育長 殿 年 月 日 出身学校名 本 人 住 所 氏 名 住 所 連帯保証人 氏 名 私は茨城県奨学生の内定を受けておりましたが、この度、下記のとおり進学しましたのでお届けします。 記 <table><tr><td>進 学 先</td><td>大学 学校 (____ 年 月卒業予定)</td><td>学部 課程</td><td>科</td></tr></table> 上記の者について入学を許可しました。 年 月 日 学校長 氏名 印	進 学 先	大学 学校 (____ 年 月卒業予定)	学部 課程	科	奨 学 生 進 学 届 茨城県教育委員会教育長 殿 年 月 日 出身学校名 本 人 住 所 氏 名 住 所 連帯保証人 氏 名 私は茨城県奨学生の内定を受けておりましたが、この度、下記のとおり進学しましたのでお届けします。 記 <table><tr><td>進 学 先</td><td>大学 学校 (平成 ____ 年 月卒業予定)</td><td>学部 課程</td><td>科</td></tr></table> 上記の者について入学を許可しました。 年 月 日 学校長 氏名 印	進 学 先	大学 学校 (平成 ____ 年 月卒業予定)	学部 課程	科
進 学 先	大学 学校 (____ 年 月卒業予定)	学部 課程	科						
進 学 先	大学 学校 (平成 ____ 年 月卒業予定)	学部 課程	科						

茨城県奨学資金貸与条例施行規則新旧対照表

改 正 案	現 行
様式第6号（第4条関係） 奨学資金貸与契約書 茨城県教育委員会教育長（以下「甲」という。）と債務者（以下「乙」という。）とは、茨城県奨学資金（以下「奨学資金」という。）の貸与について、次の条項により貸与契約を締結する。 第1条 甲は、乙に対し 年度から 年度まで、奨学資金を貸与する。 第2条 奨学資金の額は、年額金 円とする。 第3条 奨学資金は、年4回に分けて、 月、 月、 月及び 月に交付するものとする。ただし、初年度の貸与ほか特別の事情がある場合は、この限りでない。 第4条 乙は、奨学資金の貸与終了月の6月後から10年以内に、半年賦又は年賦により、甲に奨学資金を返還しなければならない。 第5条 乙は、奨学資金の貸与終了後、直ちに茨城県奨学資金貸与条例施行規則（昭和38年茨城県教育委員会規則第9号。以下「規則」という。）に定める奨学資金借用証書及び奨学資金返還計画書（以下「返還計画書」という。）を甲に提出しなければならない。 第6条 甲は、前条の規定により乙が提出した返還計画書を適正と認めたときは、当該返還計画書に基づき、各年6月又は12月に茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）に定める納入通知書又は規則に定める奨学資金納入通知書（以下「納入通知書等」という。）を乙に発するものとする。ただし、乙が口座振替の方法により奨学資金を返還するときは、甲は別に定める納入通知書により、口座振替日及び振替額を通知するものとする。	様式第6号（第4条関係） 誓 約 書 この度、茨城県奨学生として奨学資金の貸与を受けることになりました。 ついては、茨城県奨学資金貸与条例その他の関係規程に従い、奨学生としての責務を果たすことはもとより、貸与終了後は誠実に返還の義務を履行することを誓約いたします。 年 月 日 ふりがな 本人氏名 ㊟ 現住所 ふりがな 連帯保証人氏名 ㊟ 現住所 続柄 本人の（ ） ふりがな 保証人氏名 ㊟ 現住所 続柄 本人の（ ） 茨城県教育委員会教育長殿

第7条 奨学資金の返還は、納入通知書等又は口座振替の方法により茨城県指定金融機関、茨城県収納代理金融機関又は歳入の収納事務の委託を受けた者に納付して行うものとする。

第8条 乙は、納入通知書等に定める納期限又は第6条の口座振替日（以下「返還すべき日」という。）までに返還しなかったときは、返還すべき額に、当該返還すべき日の翌日から6月を超えるごとに、6月について100分の5の割合を乗じて得た額の延滞利息を支払うものとする。

第9条 乙は、茨城県奨学資金貸与条例（昭和38年茨城県条例第18号。以下「条例」という。）及び規則その他の関係規程を遵守し、奨学生としての責務を果たすとともに、貸与終了後は誠実に返還の義務を履行するものとする。

第10条 （以下「丙」という。）は、この契約から生ずる債務について連帯保証人となり、乙と連帯して債務履行の責を負うものとする。

第11条 （以下「丁」という。）は、保証人となり、この契約から生ずる債務を保証するものとする。

第12条 甲は必要があるときは、乙に対し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

第13条 乙、丙及び丁は、甲が請求したときは、いつでもこの契約から生ずる債務の履行に必要な手続をとるものとする。

第14条 乙、丙及び丁は、奨学資金の返還を怠ったときに限り、当該奨学資金の回収に必要な範囲内において、乙、丙及び丁の地方税の賦課徴収に関して茨城県が保有する情報を甲が利用することに同意する。

第15条 この契約に定めのない事項については、条例及び規則その他の関係規程の定めるところによるものとする。

（記載上の注意）

連帯保証人は、奨学生が未成年であるときは親権者又は未成年後見人とし、また、連帯保証人及び保証人は、独立の生計を営む成年者のうち1人は県内に居住する者であること。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙丙丁記名押印の上、甲、乙各1通を保有する。

年 月 日

甲 債 権 者 水戸市笠原町 978 番 6
茨城県教育委員会教育長 

乙 債 務 者 住 所
氏 名 
生年月日 年 月 日

丙 連帯保証人 住 所
氏 名 
生年月日 年 月 日
本人との関係

丁 保 証 人 住 所
氏 名 
生年月日 年 月 日
本人との関係

茨城県奨学資金貸与条例施行規則新旧対照表

改 正 案	現 行
様式第6号の2 奨 学 資 金 貸 与 契 約 書 茨城県教育委員会教育長 (以下「甲」という。)と債務者 (以下「乙」という。)とは、茨城県奨学資金(以下「奨学資金」という。)の貸与について、次の条項により貸与契約を締結する。 第1条 甲は、乙に対し 年度の入学一時金として奨学資金を貸与する。 第2条 奨学資金の額は、金 円とする。 第3条 奨学資金は、 年 月に交付するものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。 第4条 乙は、奨学資金の貸与に係る大学又は専修学校(専門課程)(以下「大学等」という。)における正規の修業期間の終了する月の6月後から10年以内に、年賦により、甲に奨学資金を返還しなければならない。 第5条 乙は、大学等における正規の修業期間の終了後、直ちに茨城県奨学資金貸与条例施行規則(昭和38年茨城県教育委員会規則第9号。以下「規則」という。)に定める奨学資金借用証書及び奨学資金返還計画書(以下「返還計画書」という。)を甲に提出しなければならない。 第6条 甲は、前条の規定により乙が提出した返還計画書を適正と認めたときは、当該返還計画書に基づき、各年6月又は12月に茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号)に定める納入通知書又は規則に定める奨学資金納入通知書(以下「納入通知書等」という。)を乙に発するものとする。ただし、乙が口座振替の方法により奨学資金を	(新設)

返還するときは、甲は別に定める納入通知書により、口座振替日及び振替額を通知するものとする。

第7条 奨学資金の返還は、納入通知書等又は口座振替の方法により茨城県指定金融機関、茨城県収納代理金融機関又は歳入の収納事務の委託を受けた者に納付して行うものとする。

第8条 乙は、納入通知書等に定める納期限又は第7条の口座振替日（以下「返還すべき日」という。）までに返還しなかったときは、返還すべき額に、当該返還すべき日の翌日から6月を超えるごとに、6月について100分の5の割合を乗じて得た額の延滞利息を支払うものとする。

第9条 第7条及び第8条の規定に関わらず、乙が茨城県奨学資金貸与条例（昭和38年茨城県条例第18号。以下「条例」という。）第11条第2項の規定に該当するときは、甲は規則に定めるところにより、奨学資金の全部又は一部の返還を免除する。

第10条 乙は、条例及び規則その他の関係規程を遵守し、奨学生としての責務を果たすとともに、貸与終了後は誠実に返還の義務を履行するものとする。

第11条 （以下「丙」という。）は、この契約から生ずる債務について連帯保証人となり、乙と連帯して債務履行の責を負うものとする。

第12条 （以下「丁」という。）は、保証人となり、この契約から生ずる債務を保証するものとする。

第13条 甲は必要があるときは、乙に対し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

第14条 乙、丙及び丁は、甲が請求したときは、いつでもこの契約から生ずる債務の履行に必要な手続をとるものとする。

第15条 乙、丙及び丁は、奨学資金の返還を怠ったときに限り、当該奨学資金の回収に必要な範囲内において、乙、丙及び丁の地方税の賦課徴収に関して茨城県が保有する情報を甲が利用することに同意する。

第16条 この契約に定めのない事項については、条例及び規則その他の関係規程の定めるところによるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙丙丁記名押印の上、甲、乙各1通を保有する。

年 月 日

甲 債 権 者 水戸市笠原町 978 番 6
茨城県教育委員会教育長 

乙 債 務 者 住 所
氏 名 
生年月日 年 月 日

丙 連帯保証人 住 所
氏 名 
生年月日 年 月 日
本人との関係

丁 保 証 人 住 所
氏 名 
生年月日 年 月 日
本人との関係

茨城県奨学資金貸与条例施行規則新旧対照表

改 正 案	現 行
様式第 6 号の 3 （第 4 条関係） 法定代理人同意書 私は、茨城県教育委員会教育長 と の間の下記の奨学資金貸与契約について、 が であるため、法定代理人として契約の締結に同意いたします。 記 契約の名称 奨学資金貸与契約 債 権 者 茨城県教育委員会教育長 債 務 者 【奨学金（月額貸与）】 貸与期間 年度から 年度まで 貸与金額 年額 円 【入学一時金】 貸与年度 貸与金額 円 年 月 日 法定代理人 住 所 氏 名 ⑩ 生年月日 年 月 日 電話番号 法定代理人 住 所	(新設)

氏 名 生年月日 電話番号	⑤
茨城県教育委員会教育長 殿	

茨城県奨学資金貸与条例施行規則新旧対照表

様式第12号（第12条関係）

奨学資金借用証書

金額		百	十	万	千	百	十	円
----	--	---	---	---	---	---	---	---

茨城県奨学生として上記の金額を借用いたしました。

ついては、茨城県奨学資金貸与条例及び同条例施行規則その他の関係規程に従い、別記奨学資金返還計画書のとおりに滞りなく返還いたします。

年 月 日

本 人 氏 名

住所

ふりがな

⑩

連帯保証人 氏 名

住所

ふりがな

⑩

保 証 人 氏 名

住所

ふりがな

⑩

茨城県教育委員会教育長 殿

特約事項

(一時償還)

第1条 奨学資金の貸与を受けた者（以下「乙」という。）は、茨城県教育委員会教育長（以下「甲」という。）が、次の各号の一に該当すると認め、一時償還の請求をした場

様式第12号（第12条関係）

収 入
印 紙
(消印のこと)

奨学資金借用証書

金額		十	万	千	百	十	円
----	--	---	---	---	---	---	---

茨城県奨学生として上記の金額を借用いたしました。

ついては、茨城県奨学資金貸与条例その他の関係規程に従い、別記奨学資金返還計画書のとおりに滞りなく返還いたします。

年 月 日

本 人 氏 名

住所

ふりがな

⑩

連帯保証人 氏 名

住所

ふりがな

⑩

保 証 人 氏 名

住所

ふりがな

⑩

茨城県教育委員会教育長殿

特約事項

(一時償還)

第1条 奨学資金の貸与を受けた者（以下「乙」という。）は、茨城県教育委員会教育長（以下「甲」という。）が、次の各号の一に該当すると認め、一時償還の請求をした場

合には、償還期限（半年賦又は年賦払の場合の各支払期限を含む。）の到来前であつても、直ちに債務の全務又は一部を弁済する。 (1) 乙が奨学資金の貸与を受けるに際し、又はその貸与を受けた後当該奨学資金の全額を返還するまでの間において、甲に対して虚偽の申し出又は報告をし、若しくは故意に必要な事実の報告を怠つたとき。 (2) 乙が茨城県奨学資金貸与条例及び同条例施行規則その他の関係規程に基づく義務の履行を怠つたとき。 (3) 前各号のほか、甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。 （弁済の充当） 第2条 乙並びに乙の連帯保証人及び保証人は、弁済充当の指定権が甲にあることを承認する。 第3条 乙並びに乙の連帯保証人及び保証人は、当該奨学資金に関する訴訟につき、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。 （注意事項） 1 借入金額は貸与総額と一致し、金額の頭首には¥を付_____すこと。 2 本人、連帯保証人及び保証人は、それぞれ署名の<u>上</u>、押印すること。 3 連帯保証人及び保証人の印は、印鑑登録してあるものを用い、印鑑登録証明書を添付すること。	合には、償還期限（半年賦又は年賦払の場合の各支払期限を含む。）の到来前であつても、直ちに債務の全務又は一部を弁済する。 (1) 乙が奨学資金の貸与を受けるに際し、又はその貸与を受けた後当該奨学資金の全額を返還するまでの間において、甲に対して虚偽の申し出又は報告をし、若しくは故意に必要な事実の報告を怠つたとき。 (2) 乙が茨城県奨学資金貸与条例_____その他の関係規程に基づく義務の履行を怠つたとき。 (3) 前各号のほか、甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。 （弁済の充当） 第2条 乙並びに乙の連帯保証人及び保証人は、弁済充当の指定権が甲にあることを承認する。 第3条 乙並びに乙の連帯保証人及び保証人は、当該奨学資金に関する訴訟につき、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。 （注意事項） 1 借入金額は貸与総額と一致し、金額の頭首には¥を付し<u>抹消訂正のときは必ず本人の確認印を押す</u>こと。 2 本人、連帯保証人及び保証人は、それぞれ署名の<u>うえ</u>、押印すること。 3 連帯保証人及び保証人の印は、印鑑登録してあるものを用い、印鑑登録証明書を添付すること。
---	---

茨城県奨学資金貸与条例施行規則新旧対照表

改 正 案														現 行															
様式第13号（第12条関係）														様式第13号（第12条関係）															
奨学資金返還計画書														奨学資金返還計画書															
返還者コード （記入しないこと。）		D								★返還者コード																			
フリガナ						学 校 名				生 年 月 日				D															
氏名										年		月		日		フリガナ		学 校 名				生 年 月 日		性別					
氏名										年		月		日		氏名						年		月		日		※男 女	
貸与終了年月とその理由				貸 与 月 額		貸与開始		貸与終了		貸 与 総 額				貸与終了年月とその理由				貸 与 月 額		貸与開始		貸与終了		貸 与 総 額					
(中略)														(中略)															
保 証 人	氏 名					生 年 月 日		年 月 日		本人と の続柄				氏 名					生 年 月 日		年 月 日		本人と の続柄						
	現 住 所	〒（ — ）				電話 番号								現 住 所	〒（ — ）				電話 番号										
	職 業 及 び 勤 務 先					電話 番号								職 業 及 び 勤 務 先					電話 番号										
(記入上の注意) ※印のところは、該当するものを○で囲むこと。 _____														(記載上の注意) ※印のところは、必要文字 _____を○で囲むこと。★印のところは記入しないこと。 _____															

茨城県高等学校等奨学資金貸与条例施行規則新旧対照表

改 正 案	現 行
(契約書の提出) 第6条 前条第2項の規定により奨学資金の貸与を受けることとなった者（以下「奨学生」という。）は、奨学資金貸与契約書（様式第4号）を速やかに教育長に提出しなければならない。 2 前項において、奨学生が民法（明治29年法律第89号）第13条に規定する制限行為能力者であるときは、法定代理人の同意書（様式第4号の2）を併せて提出するものとする。 (奨学資金の返還の方法) 第11条 奨学資金の返還は、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）の定めるところにより発する納入通知書若しくは奨学資金納入通知書（様式第15号）又は口座振替の方法により茨城県指定金融機関、茨城県収納代理金融機関又は歳入の収納事務の委託を受けた者に納付する<u>ことをもって行う</u>ものとする。	(契約書の提出) 第6条 前条第2項の規定により奨学資金の貸与を受けることとなった者（以下「奨学生」という。）は、奨学資金貸与契約書（様式第4号）を速やかに教育長に提出しなければならない。 2 （新設） (奨学資金の返還の方法) 第11条 奨学資金の返還は、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）の定めるところにより発する納入通知書若しくは奨学資金納入通知書（様式第15号）又は口座振替の方法により茨城県指定金融機関、茨城県収納代理金融機関又は歳入の収納事務の委託を受けた者に納付する_____ものとする。

茨城県高等学校等奨学資金貸与条例施行規則新旧対照表

改 正 案										現 行										
様式第 1 号（第 4 条関係）										様式第 1 号（第 4 条関係）										
茨城県教育委員会										茨城県教育委員会										
奨 学 資 金 貸 与 申 請 書										奨 学 資 金 貸 与 申 請 書										
申 請 者 （ 本 人 ）	学 校 名	学校	学科	全日制 定時制 通信制	科	学年	第	学年		申 請 者 （ 本 人 ）	学 校 名	学校	学科	全日制 定時制 通信制	科	学年	第	学年		
	氏 名	ふりがな	生 年 月 日		年 齢					氏 名	ふりがな	性 別		年 齢						
			年 月 日		満 歳					生年月日	(年 月 日生)	男 ・ 女		満 歳						
	現 住 所	(電話番号 — —)					自宅内外の別				現 住 所	(電話番号 — —)					自宅内外の別			
							自宅内・自宅外										自宅内・自宅外			
(以下略)										(以下略)										

茨城県高等学校等奨学資金貸与条例施行規則新旧対照表

改 正 案	現 行
様式第4号（第6条関係） 奨学資金貸与契約書 茨城県教育委員会教育長（以下「甲」という。）と債務者（以下「乙」という。）とは、年度茨城県高等学校等奨学資金（以下「奨学資金」という。）の貸与について、次の条項により貸与契約を締結する。 第1条 甲は、乙に対し奨学資金として年額金 円を貸与するものとする。 第2条 奨学資金は、年3回に分けて、 月、 月及び 月に交付するものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。 第3条 乙は、奨学資金の貸与終了月又は貸与時の学校への在学終了月の6月後から20年以内に、半年賦又は年賦により、甲に奨学資金を返還しなければならない。 第4条 乙は、奨学資金の貸与終了後又は貸与時の学校への在学終了後、直ちに茨城県高等学校等奨学資金貸与条例施行規則（平成14年茨城県教育委員会規則第9号。以下「規則」という。）に定める奨学資金借用証書及び奨学資金返還計画書（以下「返還計画書」という。）を甲に提出しなければならない。 第5条 甲は、前条の規定により乙が提出した返還計画書を適正と認めたときは、当該返還計画書に基づき、各年6月又は12月に茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）に定める納入通知書又は規則に定める奨学資金納入通知書（以下「納入通知書等」という。）を乙に発するものとする。ただし、乙が口座振替の方法により奨学資金を返還するときは、甲は別に定める納入通知書により、口座振替日及び振替額を通知するものとする。	様式第4号（第6条関係） 奨学資金貸与契約書 茨城県教育委員会教育長（以下「甲」という。）と債務者（以下「乙」という。）とは、年度茨城県高等学校等奨学資金（以下「奨学資金」という。）の貸与について、次の条項により貸与契約を締結する。 第1条 甲は、乙に対し奨学資金として年額金 円を貸与するものとする。 第2条 奨学資金は、年3回に分けて、 月、 月及び 月に交付するものとする。 第3条 乙は、茨城県高等学校等奨学資金貸与条例及び同条例施行規則を遵守するものとする。 第4条 及び （以下「丙」という。）は、この契約から生ずる債務について保証人となり、乙と連帯して債務履行の責を負うものとする。 第5条 乙及び丙は、甲が請求したときは、いつでもこの契約から生ずる債務の履行に必要な手続をとるものとする。 第6条 甲は、必要があるときは、乙に対し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。 第7条 この契約に定めのない事項については、甲の定めるところによるものとする。 上記契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ甲、乙各1通を保有する。 年 月 日

第6条 奨学資金の返還は、納入通知書等又は口座振替の方法により茨城県指定金融機関、茨城県収納代理金融機関又は歳入の収納事務の委託を受けた者に納付して行うものとする。

第7条 乙は、納入通知書等に定める納期限又は第5条の口座振替日（以下「返還すべき日」という。）までに返還しなかったときは、返還すべき額に、当該返還すべき日の翌日から6月を超えるごとに、6月について100分の5の割合を乗じて得た額の延滞利息を支払うものとする。

第8条 乙は、茨城県高等学校等奨学資金貸与条例（平成14年茨城県条例第33号。以下「条例」という。）及び規則その他の関係規程を遵守し、奨学生としての責務を果たすとともに、貸与終了後は誠実に返還の義務を履行するものとする。

第9条 及び （以下「丙」という。）は、この契約から生ずる債務について連帯保証人となり、乙と連帯して債務履行の責を負うものとする。

第10条 甲は必要があるときは、乙に対し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

第11条 乙及び丙は、甲が請求したときは、いつでもこの契約から生ずる債務の履行に必要な手続をとるものとする。

第12条 乙及び丙は、奨学資金の返還を怠ったときに限り、当該奨学資金の回収に必要な範囲内において、乙及び丙の地方税の賦課徴収に関して茨城県が保有する情報を甲が利用することに同意する。

第13条 この契約に定めのない事項については、条例及び規則その他の関係規程の定めるところによるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙丙記名押印の上、甲、乙各1通を保有する。

甲	債権者	水戸市笠原町 978 番 6 茨城県教育委員会教育長	印
乙	債務者	住所 氏名 生年月日 年 月 日生	印
丙	連帯保証人	住所 氏名 生年月日 年 月 日生 本人との関係	印
丙	連帯保証人	住所 氏名 生年月日 年 月 日生 本人との関係	印

年 月 日

甲 債 権 者 水戸市笠原町 978 番 6
茨城県教育委員会教育長



乙 債 務 者 住 所
氏 名
生年月日 年 月 日



丙 連帯保証人 住 所
氏 名
生年月日 年 月 日
本人との関係



丙 連帯保証人 住 所
氏 名
生年月日 年 月 日
本人との関係



茨城県育英奨学資金貸与条例施行規則新旧対照表

改 正 案	現 行
様式第４号の２（第６条関係） 法定代理人同意書 私は、茨城県教育委員会教育長 と との間の下記の奨学資金貸与契約について、 が であるため、法定代理人として契約の締結に同意いたします。 記 契約の名称 奨学資金貸与契約 債権者 茨城県教育委員会教育長 債務者 貸与期間 年度 貸与金額 年額 円 年 月 日 法定代理人 住 所 氏 名 ㊟ 生年月日 年 月 日 電話番号 法定代理人 住 所 氏 名 ㊟ 生年月日 年 月 日 電話番号 茨城県教育委員会教育長 殿	(新設)

茨城県高等学校等奨学資金貸与条例施行規則新旧対照表

改 正 案										現 行																	
様式第13号（第10条関係）										様式第13号（第10条関係）																	
奨学資金借用証書								K																			
								学 校 長 印				原簿と対照印								学 校 長 印				原簿と対照印			
												学校係員								学校係員							
				県係員												県係員											
								金 額																			
茨城県高等学校等奨学生として上記の金額を借用いたしました。 ついては、茨城県高等学校等奨学資金貸与条例及び同条例施行規則その他の関係規程に従い、別記奨学資金返還計画書のとおり滞りなく返還いたします。 ____年 月 日										茨城県高等学校等奨学生として上記の金額を借用いたしました。 ついては、茨城県高等学校等奨学資金貸与条例_____その他の__関係規定に従い、別記奨学資金返還計画書のとおり滞りなく返還いたします。 平成____年 月 日																	
本 人								ふりがな氏 名				④				住 所											
私どもは、奨学生に上記のとおり履行させるとともに、万一奨学生が履行しないときは、その債務を連帯して負担することを保証します。										私どもは、奨学生に上記のとおり履行させるとともに、万一奨学生が履行しないときは、その債務を連帯して負担することを保証します。																	
連帯保証人								ふりがな氏 名				④				住 所											
連帯保証人								ふりがな氏 名				④				住 所											
茨城県教育委員会教育長 殿										茨城県教育委員会教育長 殿																	

特約事項

(一時償還)

第1条 茨城県教育委員会教育長（以下「甲」という。）は、奨学資金の貸与を受けた者（以下「乙」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、一時償還の請求をするものとする。この場合において、乙は償還期限（半年賦又は年賦払の場合の各支払期限を含む。）の到来前であっても、直ちに債務の全部又は一部を弁済しなければならない。

(1) 乙が奨学資金の貸与を受ける際、又はその貸与を受けた後等が当該奨学資金の全額を返済するまでの間において、甲に対して虚偽の申し出又は報告をし、若しくは故意に必要な事実の報告を怠ったとき。

(2) 乙が茨城県高等学校等奨学資金貸与条例及び同条例施行規則その他関係規程に基づく義務の履行を怠ったとき。

(3) 前各号の外、甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

(弁済の充当)

第2条 乙及び乙の保証人は、弁済充当の指定権が甲にあることを承認する。

(管轄裁判所)

第3条 乙及び乙の保証人は、当該奨学資金に関する訴訟につき、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(注意事項)

1 借入金額は貸与総額と一致し、金額の頭書には¥を付_____すこと。

2 本人、連帯保証人2名は、それぞれ署名の上、押印すること。

3 連帯保証人の印は、印鑑登録してあるものを用い、印鑑登録証明書を添付すること。

特約事項

(一時償還)

第1条 茨城県教育委員会教育長（以下「甲」という。）は、奨学資金の貸与を受けた者（以下「乙」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、一時償還の請求をするものとする。この場合において、乙は償還期限（半年賦又は年賦払の場合の各支払期限を含む。）の到来前であっても、直ちに債務の全部又は一部を弁済しなければならない。

(1) 乙が奨学資金の貸与を受ける際、又はその貸与を受けた後等が当該奨学資金の全額を返済するまでの間において、甲に対して虚偽の申し出又は報告をし、若しくは故意に必要な事実の報告を怠ったとき。

(2) 乙が茨城県高等学校等奨学資金貸与条例_____その他関係規程に基づく義務の履行を怠ったとき。

(3) 前各号の外、甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

(弁済の充当)

第2条 乙及び乙の保証人は、弁済充当の指定権が甲にあることを承認する。

(管轄裁判所)

第3条 乙及び乙の保証人は、当該奨学資金に関する訴訟につき、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(注意事項)

1 借入金額は貸与総額と一致し、金額の頭書には¥を付し抹消訂正のときは必ず本人の確認印を押すこと。

2 本人、____保証人2名は、それぞれ署名のうえ、押印すること。

3 ____保証人の印は、印鑑登録してあるものを用い、印鑑登録証明書を添付すること。

茨城県高等学校等奨学資金貸与条例施行規則新旧対照表

改 正 案										現 行									
様式第14号（第10条関係）										様式第14号（第10条関係）									
奨学資金返還計画書										奨学資金返還計画書									
返還者コード (記入しないこと。)		K								返 還 者 コ ー ド									
フリガナ						学 校 名				生 年 月 日				K					
氏 名										年 月 日				フリガナ					
氏 名										年 月 日				氏 名					
貸与終了年月とその理由		貸 与 月 額		貸与開始		貸与終了		貸 与 総 額		貸与終了年月とその理由		貸 与 月 額		貸与開始		貸与終了		貸 与 総 額	
(以下略)										(以下略)									

茨城県育英奨学資金貸与条例施行規則新旧対照表

改 正 案	現 行
(奨学生の決定) 第4条 教育長が、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、奨学資金の貸与を受ける者（以下「奨学生」という。）を決定するものとする。ただし、同条第1号の規定により申請した者については、奨学生進学届（様式第3号）の提出があった後、奨学生を決定するものとする。 2 教育長は、前項による奨学生を決定したときは、奨学生決定通知書（様式第4号）により、学校長を経由して通知するものとする。 3 前項の規定により通知を受けた奨学生は、<u>奨学資金貸与契約書</u>（様式第5号）を<u>速やかに</u>教育長に提出しなければならない。 4 <u>前項において、奨学生が民法（明治29年法律第89号）第13条に規定する制限行為能力者であるときは、法定代理人の同意書（様式第5号の2）を併せて提出するものとする。</u> (奨学資金の返還の方法) 第10条 奨学資金の返還は、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）の定めるところにより発する納入通知書若しくは奨学資金納入通知書（様式第16号）又は口座振替の方法により茨城県指定金融機関、茨城県収納代理金融機関又は歳入の収納事務の委託を受けた者に納付する<u>ことをもって行う</u>ものとする。	(奨学生の決定) 第4条 教育長が、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、奨学資金の貸与を受ける者（以下「奨学生」という。）を決定するものとする。ただし、同条第1号の規定により申請した者については、奨学生進学届（様式第3号）の提出があった後、奨学生を決定するものとする。 2 教育長は、前項による奨学生を決定したときは、奨学生決定通知書（様式第4号）により、学校長を経由して通知するものとする。 3 前項の規定により通知を受けた奨学生は、<u>誓約書</u>（様式第5号）を<u> </u>教育長に提出しなければならない。 4 （新設） (奨学資金の返還の方法) 第10条 奨学資金の返還は、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）の定めるところにより発する納入通知書若しくは奨学資金納入通知書（様式第16号）又は口座振替の方法により茨城県指定金融機関、茨城県収納代理金融機関又は歳入の収納事務の委託を受けた者に納付する<u> </u>ものとする。

茨城県育英奨学資金貸与条例施行規則新旧対照表

改 正 案					現 行																																																																																							
様式第1号（第3条関係）					様式第1号（第3条関係）																																																																																							
奨 学 生 推 薦 調 書					奨 学 生 推 薦 調 書																																																																																							
本人の氏名					本人の氏名																																																																																							
学校名	—	学 校	科 第	学 年	<u>立</u>	学 校	科 第	学 年																																																																																				
		(正規の修業年限 年)					(正規の修業期限 年)																																																																																					
成 績 記 入 欄	※（中学校等・高等学校等の成績評定表） <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">学年 評定</th> <th style="text-align: center;">()年</th> <th style="text-align: center;">()年</th> <th style="text-align: center;">合 計</th> </tr> <tr><td style="text-align: center;">5</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">合 計</td><td></td><td></td><td style="text-align: center;">A</td></tr> </table> <table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">評 定 科 目 数</td> <td style="padding: 2px;">評 定 値</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">5 × () = ()</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">4 × () = ()</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">3 × () = ()</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">2 × () = ()</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">1 × () = ()</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">合計 A () B ()</td> </tr> </table> $\left. \begin{array}{l} \\ \\ \\ \\ \\ \end{array} \right\} \frac{B}{A} =$ 評定平均値				学年 評定	()年	()年	合 計	5				4				3				2				1				合 計			A	評 定 科 目 数	評 定 値	5 × () = ()		4 × () = ()		3 × () = ()		2 × () = ()		1 × () = ()		合計 A () B ()		※ (中学校等・高等学校等の成績評定表) <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">学年 設定</th> <th style="text-align: center;">()年</th> <th style="text-align: center;">()年</th> <th style="text-align: center;">合 計</th> </tr> <tr><td style="text-align: center;">5</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">4</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">3</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">1</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">合 計</td><td></td><td></td><td style="text-align: center;">A</td></tr> </table> <table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">評 定 科 目 数</td> <td style="padding: 2px;">評 定 値</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">5 × () = ()</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">4 × () = ()</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">3 × () = ()</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">2 × () = ()</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">1 × () = ()</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 2px;">合計 A () B ()</td> </tr> </table> $\left. \begin{array}{l} \\ \\ \\ \\ \\ \end{array} \right\} \frac{B}{A} =$ 評定平均値				学年 設定	()年	()年	合 計	5				4				3				2				1				合 計			A	評 定 科 目 数	評 定 値	5 × () = ()		4 × () = ()		3 × () = ()		2 × () = ()		1 × () = ()		合計 A () B ()	
	学年 評定	()年	()年	合 計																																																																																								
	5																																																																																											
	4																																																																																											
	3																																																																																											
	2																																																																																											
	1																																																																																											
	合 計			A																																																																																								
評 定 科 目 数	評 定 値																																																																																											
5 × () = ()																																																																																												
4 × () = ()																																																																																												
3 × () = ()																																																																																												
2 × () = ()																																																																																												
1 × () = ()																																																																																												
合計 A () B ()																																																																																												
学年 設定	()年	()年	合 計																																																																																									
5																																																																																												
4																																																																																												
3																																																																																												
2																																																																																												
1																																																																																												
合 計			A																																																																																									
評 定 科 目 数	評 定 値																																																																																											
5 × () = ()																																																																																												
4 × () = ()																																																																																												
3 × () = ()																																																																																												
2 × () = ()																																																																																												
1 × () = ()																																																																																												
合計 A () B ()																																																																																												
(中略)					(中略)																																																																																							
(記入上の注意) 1 ※印のところは、該当するものを○で囲むこと。 2 成績評定は、前2年__（第2学年は前1年）の科目数を記入のこと。 3 評定平均値は、小数第2位まで記入のこと（小数第3位切り捨て）。 4 推薦の参考事項は、家庭事情のほか、クラブ活動・生徒会活動・学業成績等、本人の参考になる事項を具体的に記入すること。 5 所定欄に記入のないものは、判定材料を欠くものとして不採用とすることがある。					(記載上の注意) 1 ※印のところは、該当するものを○で囲むこと。 2 成績評定は、前2年の <u> </u> （第2学年は前1年）の科目数を記入のこと。 3 評定平均値は、小数第2位まで記入のこと（小数第3位切り捨て）。 4 推薦の参考事項は、家庭事情のほか、クラブ活動・生徒会活動・学業成績等、本人の参考になる事項を具体的に記入すること。 5 所定欄に記入のないものは、判定材料を欠くものとして不採用とすることがある。																																																																																							

茨城県育英奨学資金貸与条例施行規則新旧対照表

改 正 案					現 行				
様式第2号の1（第3条関係）					様式第2号の1（第3条関係）				
予約採用					予約採用				
奨学資金貸与申請書					奨学資金貸与申請書				
本人	学 校 名	— 学校 第 学年	進路希望先	学校	本人	学 校 名	立 学校 第 学年	進路希望先	学校
	氏 名	ふりがな	生 年 月 日	年 齢		氏 名	ふりがな	性 別	年 齢
			年 月 日	満 歳			(年 月 日生)	※ 男 ・ 女	満 歳
人	現 住 所	(〒 —)	電話番号	()	人	現 住 所	(〒 —)	電話番号	()
(中略)					(中略)				
(記入上の注意)					(記載上の注意)				
<u>1</u> 家計内容は、家族全員の収入をありのまま記入し、父及び母又はこれに代わって家計を支えている者について、前年の収入を証明する書類を添付すること。 <u>2</u> 家族の状況のうち、別居者については、 <u>続柄の前に</u> ×印を付けること。 <u>3</u> 家庭事情欄は、具体的かつ詳細に記入のこと。 <u>4</u> 連帯保証人は、親権者又はこれに代わる者で、将来奨学資金返還の責任を負うる者であること。 なお、申請の際は連帯保証人1人でよいが、奨学生として採用されたときは、更にもう1人の連帯保証人を要するから、あらかじめ考慮しておくこと。 <u>5</u> 所定欄に記入のないものは、判定材料を欠くものとして不採用とすることがある。					<u>1</u> ※印のところは、該当するものを○で囲むこと。 <u>2</u> 家計内容は、家族全員の収入をありのまま記入し、父及び母またはこれに代わって家計を支えている者について、前年の収入を証明する書類を添付すること。 <u>3</u> 家族の状況の <u>続柄の前に</u> 、別居者に×印を付けること。 <u>4</u> 家庭事情欄は、具体的かつ詳細に記入のこと。 <u>5</u> 連帯保証人は、親権者又はこれに代わる者で、将来奨学資金返還の責任を負うる者であること。 なお、申請の際は連帯保証人1人でよいが、奨学生として採用されたときは、更にもう1人の連帯保証人を要するから、あらかじめ考慮しておくこと。 <u>6</u> 所定欄に記入のないものは、判定材料を欠くものとして不採用とすることがある。				

茨城県育英奨学資金貸与条例施行規則新旧対照表

改 正 案							現 行								
様式第 2 号の 2 （第 3 条関係）															
							在学採用・緊急採用								
奨学資金貸与申請書															
本 人	学校名	学校	学科	—全日制 定時制 通信制	科	学年	第	学年	氏名	ふりがな	生年月日	年	年齢		
	氏名	ふりがな		生年月日		満		歳		性別	年		年齢		
	生年月日	（年 月 日）		満		歳		※男・女		満		歳			
人	現住所	(〒 —) 電話番号 ()													
(中略)															
(記入上の注意)															
1 家計内容は、家族全員の収入をありのまま記入し、父及び母又はこれに代わって家計を支えている者について、前年の収入を証明する書類を添付すること。															
2 家族の状況の続柄の前に、別居者に ×印を付けること。															
3 家庭事情欄は、具体的かつ詳細に記入のこと。															
4 連帯保証人は、親権者又はこれに代わる者で、将来奨学資金返還の責任を負うる者であること。 なお、申請の際は連帯保証人 1 人でよいが、奨学生として採用されたときは、更にもう 1 人の連帯保証人を要するから、あらかじめ考慮しておくこと。															
5 所定欄に記入のないものは、判定材料を欠くものとして不採用とすることがある。															
様式第 2 号の 2 （第 3 条関係）															
							在学採用・緊急採用								
奨学資金貸与申請書															
本 人	学校名	学校	学科	※全日制 定時制 通信制	科	学年	第	学年	氏名	ふりがな	生年月日	(年 月 日生)	性別	年	年齢
	氏名	ふりがな		性別		満		歳		※男・女	満		歳		
	生年月日	(年 月 日生)		満		歳		※男・女		満		歳			
人	現住所	(〒 —) 電話番号 ()													
(中略)															
(記載上の注意)															
1 ※印のところは、該当するものを○で囲むこと。															
2 家計内容は、家族全員の収入をありのまま記入し、父及び母またはこれに代わって家計を支えている者について、前年の収入を証明する書類を添付すること。															
3 家族の状況の続柄の前に、別居者に ×印を付けること。															
4 家庭事情欄は、具体的かつ詳細に記入のこと。															
5 連帯保証人は、親権者又はこれに代わる者で、将来奨学資金返還の責任を負うる者であること。 なお、申請の際は連帯保証人 1 人でよいが、奨学生として採用されたときは、更にもう 1 人の連帯保証人を要するから、あらかじめ考慮しておくこと。															
6 所定欄に記入のないものは、判定材料を欠くものとして不採用とすることがある。															

茨城県育英奨学資金貸与条例施行規則新旧対照表

改 正 案	現 行																
様式第 3 号（第 4 条関係）	様式第 3 号（第 4 条関係）																
奨 学 生 進 学 届 茨城県教育委員会教育長 殿 年 月 日 出身学校名 学校 本 人 住 所 氏 名 住 所 連帯保証人 氏 名 私は茨城県育英奨学生の内定を受けておりましたが、この度、下記のとおり進学しましたのでお届けします。 記 <table><tr><td>進 学 先</td><td>学 校</td><td>全日制 定時制 通信制</td><td>科</td></tr><tr><td colspan="2">(____ 年 月卒業予定)</td><td></td><td></td></tr></table> 上記の者について入学を許可しました。 年 月 日 学 校 長 氏 名 印	進 学 先	学 校	全日制 定時制 通信制	科	(____ 年 月卒業予定)				奨 学 生 進 学 届 茨城県教育委員会教育長 殿 年 月 日 出身学校名 学校 本 人 住 所 氏 名 住 所 連帯保証人 氏 名 私は茨城県育英奨学生の内定を受けておりましたが、この度、下記のとおり進学しましたのでお届けします。 記 <table><tr><td>進 学 先</td><td>学 校</td><td>全日制 定時制 通信制</td><td>科</td></tr><tr><td colspan="2">(平成 ____ 年 月卒業予定)</td><td></td><td></td></tr></table> 上記の者について入学を許可しました。 年 月 日 学 校 長 氏 名 印	進 学 先	学 校	全日制 定時制 通信制	科	(平成 ____ 年 月卒業予定)			
進 学 先	学 校	全日制 定時制 通信制	科														
(____ 年 月卒業予定)																	
進 学 先	学 校	全日制 定時制 通信制	科														
(平成 ____ 年 月卒業予定)																	

茨城県育英奨学資金貸与条例施行規則新旧対照表

改 正 案	現 行
様式第5号（第4条関係） 奨学資金貸与契約書 茨城県教育委員会教育長（以下「甲」という。）と債務者（以下「乙」という。）とは、茨城県育英奨学資金（以下「奨学資金」という。）の貸与について、次の条項により貸与契約を締結する。 第1条 甲は、乙に対し 年度から 年度まで、奨学資金を貸与する。 第2条 奨学資金の額は、年額金 円とする。 第3条 奨学資金は、年4回に分けて、 月、 月、 月及び 月に交付するものとする。ただし、初年度の貸与ほか特別の事情がある場合は、この限りでない。 第4条 乙は、奨学資金の貸与終了月の6月後から10年以内に、半年賦又は年賦により、甲に奨学資金を返還しなければならない。 第5条 乙は、奨学資金の貸与終了後、直ちに茨城県育英奨学資金貸与条例施行規則（平成16年茨城県教育委員会規則第9号。以下「規則」という。）に定める茨城県育英奨学資金借用証書及び茨城県育英奨学資金返還計画書（以下「返還計画書」という。）を甲に提出しなければならない。 第6条 甲は、前条の規定により乙が提出した返還計画書を適正と認めたときは、当該返還計画書に基づき、各年6月又は12月に茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）に定める納入通知書又は規則に定める奨学資金納入通知書（以下「納入通知書等」という。）を乙に発するものとする。ただし、乙が口座振替の方法により奨学資金を返還するときは、甲は別に定める納入通知書により、口座振替日及び振替額を通知するものとする。	様式第5号（第4条関係） 誓 約 書 この度、茨城県育英奨学生として奨学資金の貸与を受けることになりました。ついては、茨城県育英奨学資金貸与条例その他の関係規程に従い、奨学生としての責務を果たすことはもとより、貸与終了後は誠実に返還の義務を履行することを誓約いたします。 年 月 日 ふりがな 本 人 氏 名 ㊟ 現 住 所 ふりがな 連帯保証人 氏 名 ㊟ 現 住 所 続 柄 本人の（ ） ふりがな 連帯保証人 氏 名 ㊟ 現 住 所 続 柄 本人の（ ） 茨城県教育委員会教育長 殿

第7条 奨学資金の返還は、納入通知書等又は口座振替の方法により茨城県指定金融機関、茨城県収納代理金融機関又は歳入の収納事務の委託を受けた者に納付して行うものとする。

第8条 乙は、納入通知書等に定める納期限又は第6条の口座振替日（以下「返還すべき日」という。）までに返還しなかったときは、返還すべき額に、当該返還すべき日の翌日から6月を超えるごとに、6月について100分の5の割合を乗じて得た額の延滞利息を支払うものとする。

第9条 乙は、茨城県育英奨学資金貸与条例（平成16年茨城県条例第46号。以下「条例」という。）及び規則その他の関係規程を遵守し、奨学生としての責務を果たすとともに、貸与終了後は誠実に返還の義務を履行するものとする。

第10条 及び （以下「丙」という。）は、この契約から生ずる債務について連帯保証人となり、乙と連帯して債務履行の責を負うものとする。

第11条 甲は必要があるときは、乙に対し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

第12条 乙及び丙は、甲が請求したときは、いつでもこの契約から生ずる債務の履行に必要な手続をとるものとする。

第13条 乙及び丙は、奨学資金の返還を怠ったときに限り、当該奨学資金の回収に必要な範囲内において、乙及び丙の地方税の賦課徴収に関して茨城県が保有する情報を甲が利用することに同意する。

第14条 この契約に定めのない事項については、条例及び規則その他の関係規程の定めるところによるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙丙記名押印の上、甲、乙各1通を保有する。

年 月 日

甲 債 権 者 水戸市笠原町 978 番 6

茨城県教育委員会教育長



乙 債 務 者 住 所

氏 名



生年月日 年 月 日

丙 連帯保証人 住 所

氏 名



生年月日 年 月 日

本人との関係

丙 連帯保証人 住 所

氏 名



生年月日 年 月 日

本人との関係

茨城県育英奨学資金貸与条例施行規則新旧対照表

改 正 案	現 行
様式第５号の２（第４条関係） 法定代理人同意書 私は、茨城県教育委員会教育長 と との間の下記の奨学資金貸与契約について、 が であるため、法定代理人として契約の締結に同意いたします。 記 契約の名称 奨学資金貸与契約 債 権 者 茨城県教育委員会教育長 債 務 者 貸 与 期 間 年度から 年度まで 貸 与 金 額 年額 円 年 月 日 法定代理人 住 所 氏 名 ㊞ 生年月日 年 月 日 電話番号 法定代理人 住 所 氏 名 ㊞ 生年月日 年 月 日 電話番号 茨城県教育委員会教育長 殿	(新設)

茨城県育英奨学資金貸与条例施行規則新旧対照表

改 正 案	現 行																		
様式第14号（第9条関係） 茨 城 県 育 英 奨 学 資 金 借 用 証 書 <table><tr><td>金 額</td><td></td><td>百</td><td>十</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td></tr></table> 茨城県育英奨学生として上記の金額を借用いたしました。 ついては、茨城県育英奨学資金貸与条例及び同条例施行規則<u>その他</u>関係規程に従い、別記茨城県<u>育英</u>奨学資金返還計画書のとおりに滞りなく返還いたします。 年 月 日 本 人 氏 名 ふりがな ㊞ 住 所 私どもは、奨学生に上記のとおり履行させるとともに、万一本人が履行しないときは、その債務を連帯して負担することを保証します。 連帯保証人 氏 名 ふりがな ㊞ 住 所 連帯保証人 氏 名 ふりがな ㊞ 住 所 茨城県教育委員会教育長 殿	金 額		百	十	万	千	百	十	円	様式第14号（第9条関係） 茨 城 県 育 英 奨 学 資 金 借 用 証 書 <table><tr><td>金 額</td><td></td><td>百</td><td>十</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td></tr></table> 茨城県育英奨学生として上記の金額を借用いたしました。 ついては、茨城県育英奨学資金貸与条例_____ <u>その他</u> 関係規程に従い、別記茨城県____奨学資金返還計画書のとおりに滞りなく返還いたします。 年 月 日 本 人 氏 名 ふりがな ㊞ 住 所 電話番号 () 私どもは、奨学生に上記のとおり履行させるとともに、万一本人が履行しないときは、その債務を連帯して負担することを保証します。 連帯保証人 氏 名 ふりがな ㊞ 住 所 電話番号 () 連帯保証人 氏 名 ふりがな ㊞ 住 所 電話番号 () 茨城県教育委員会教育長 殿	金 額		百	十	万	千	百	十	円
金 額		百	十	万	千	百	十	円											
金 額		百	十	万	千	百	十	円											

特約事項 (一時償還) 第1条 奨学資金の貸与を受けた者(以下「乙」という。)は、茨城県教育委員会教育長(以下「甲」という。)が、次の各号のいずれかに該当すると認め、一時償還の請求をした場合には、償還期限(半年賦又は年賦払の場合の各支払期限を含む。)の到来前であっても、直ちに債務の全務又は一部を弁済する。 (1) 乙が奨学資金の貸与を受けるに際し、又はその貸与を受けた後当該奨学資金の全額を返済するまでの間において、甲に対して虚偽の申し出又は報告をし、若しくは故意に必要な事実の報告を怠ったとき。 (2) 乙が茨城県育英奨学資金貸与条例及び同条例施行規則その他関係規程に基づく義務の履行を行ったとき。 (3) 前各号のほか、甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。 (弁済の充当) 第2条 乙並びに乙の連帯保証人は、弁済充当の指定権が甲にあることを承認する。 (裁判管轄) 第3条 乙及び乙の連帯保証人は、当該奨学資金に関する訴訟につき、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。 (注意事項) 1 借入金額は貸与総額と一致し、金額の頭首には¥を付_____すこと。 2 本人、連帯保証人は、それぞれ自署の<u>上</u>、押印すること。 3 連帯保証の印は、印鑑登録してあるものを用い、印鑑登録証明書を添付すること。	特約事項 (一時償還) 第1条 奨学資金の貸与を受けた者(以下「乙」という。)は、茨城県教育委員会教育長(以下「甲」という。)が、次の各号のいずれかに該当すると認め、一時償還の請求をした場合には、償還期限(半年賦又は年賦払の場合の各支払期限を含む。)の到来前であっても、直ちに債務の全務又は一部を弁済する。 (1) 乙が奨学資金の貸与を受けるに際し、又はその貸与を受けた後当該奨学資金の全額を返済するまでの間において、甲に対して虚偽の申し出又は報告をし、若しくは故意に必要な事実の報告を怠ったとき。 (2) 乙が茨城県育英奨学資金貸与条例_____その他__関係規程に基づく義務の履行を行ったとき。 (3) 前各号のほか、甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。 (弁済の充当) 第2条 乙並びに乙の連帯保証人は、弁済充当の指定権が甲にあることを承認する。 (裁判管轄) 第3条 乙及び乙の連帯保証人は、当該奨学資金に関する訴訟につき、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。 (記載上の注意) 1 借入金額は貸与総額と一致し、金額の頭首には¥を付し<u>抹消訂正のときは必ず本人の確認印を押す</u>こと。 2 本人、連帯保証人は、それぞれ自署の<u>うえ</u>、押印すること。 3 連帯保証の印は、印鑑登録してあるものを用い、印鑑登録証明書を添付すること。
---	---

茨城県育英奨学資金貸与条例施行規則新旧対照表

改 正 案										現 行																																																					
様式第15号（第9条関係）																				様式第15号（第9条関係）																																											
茨城県育英奨学資金返還計画書																				茨城県育英奨学資金返還計画書																																											
<u>返還者コード</u> (記入しないこと。)				<table><tr><td>I</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>																I																				<u>◆返還者コード</u> <table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>																							
I																																																															
フリガナ 氏 名						学校名						生年月日		年 月 日				フリガナ 氏 名						学校名						生年月日		年 月 日		<u>性別</u>		<u>男・女</u>																											
貸与月額			貸与始期			貸与終期			貸 与 総 額			貸 与 終 了 理 由				貸与月額			貸与始期			貸与終期			貸 与 総 額			貸 与 終 了 理 由																																			
(中略)																				(中略)																																											
(記入上の注意)																				(記載上の注意)																																											
_____※印のところは，該当するものを○で囲むこと。																				◆印のところは，記入しないこと。また，※印のところは，該当するものを○で囲むこと。																																											

茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則新旧対照表

改 正 案	現 行
(契約書の提出) 第4条 前条第2項の規定による修学奨励資金貸与決定通知を受けた者（以下「修学生」という。）は、修学奨励資金貸与契約書（様式第5号）を速やかに教育長に提出しなければならない。 <u>2 前項において、修学生が民法（明治29年法律第89号）第13条に規定する制限行為能力者であるときは、法定代理人の同意書（様式第5号の2）を併せて提出するものとする。</u> (返還の方法) 第6条の2 修学奨励資金の返還は、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）の定めるところにより発する納入通知書又は口座振替の方法により茨城県指定金融機関、茨城県収納代理金融機関又は歳入の収納事務の委託を受けた者に納付する<u>ことをもって行う</u>ものとする。	(契約書の提出) 第4条 前条第2項の規定による修学奨励資金貸与決定通知を受けた者（以下「修学生」という。）は、修学奨励資金貸与契約書（様式第5号）を速やかに教育長に提出しなければならない。 2 （新設） (返還の方法) 第6条の2 修学奨励資金の返還は、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）の定めるところにより発する納入通知書又は口座振替の方法により茨城県指定金融機関、茨城県収納代理金融機関又は歳入の収納事務の委託を受けた者に納付する_____ものとする。

茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則新旧対照表

改 正 案	現 行																																
様式第 1 号（第 2 条） 年 月 日 茨城県教育委員会教育長 殿 学校名 高等学校 氏 名 修学奨励資金貸与申請書 茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金の貸与を受けたいので健康診断書を添えて、下記のとおり申請します。 記 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">ふりがな</td> <td style="width: 35%;"></td> <td style="width: 15%;">生 年 月 日</td> <td style="width: 35%;">課程・学科・学年</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td></td> <td>年 月 日 (満 歳)</td> <td>制 科 年</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 10%;">本 人</td> <td style="width: 10%;">現住所</td> <td style="width: 80%;">(電話)</td> </tr> <tr> <td>勤務先</td> <td>(電話)</td> </tr> <tr> <td>勤務先 所在地</td> <td></td> </tr> </table> (以下略)	ふりがな		生 年 月 日	課程・学科・学年	氏 名		年 月 日 (満 歳)	制 科 年	本 人	現住所	(電話)	勤務先	(電話)	勤務先 所在地		様式第 1 号（第 2 条） 年 月 日 茨城県教育委員会教育長 殿 学校名 高等学校 氏 名 修学奨励資金貸与申請書 茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金の貸与を受けたいので健康診断書を添えて、下記のとおり申請します。 記 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">ふりがな</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 10%;">性 別</td> <td style="width: 10%;">年 齢</td> <td style="width: 45%;">学科 科</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td>(年 月 日生)</td> <td>男・女</td> <td>満 歳</td> <td>学年 年</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 10%;">本 人</td> <td style="width: 10%;">現住所</td> <td style="width: 80%;">(電話)</td> </tr> <tr> <td>勤務先</td> <td>(電話)</td> </tr> <tr> <td>勤務先 所在地</td> <td></td> </tr> </table> (以下略)	ふりがな		性 別	年 齢	学科 科	氏 名	(年 月 日生)	男・女	満 歳	学年 年	本 人	現住所	(電話)	勤務先	(電話)	勤務先 所在地	
ふりがな		生 年 月 日	課程・学科・学年																														
氏 名		年 月 日 (満 歳)	制 科 年																														
本 人	現住所	(電話)																															
	勤務先	(電話)																															
	勤務先 所在地																																
ふりがな		性 別	年 齢	学科 科																													
氏 名	(年 月 日生)	男・女	満 歳	学年 年																													
本 人	現住所	(電話)																															
	勤務先	(電話)																															
	勤務先 所在地																																

茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則新旧対照表

改 正 案	現 行
様式第5号（第4条） 修 学 奨 励 資 金 貸 与 契 約 書 茨城県教育委員会教育長（以下「甲」という。）と債務者（以下「乙」という。）とは、年度茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金（以下「修学奨励資金」という。）の貸与について、次の条項により貸与契約を締結する。 第1条 甲は、乙に対し修学奨励資金として年額金 円を貸与するものとする。 第2条 修学奨励資金は、年3回に分けて 月、 月及び 月に交付するものとする。 ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。 第3条 乙は、修学奨励資金の貸与終了月又は貸与時の高等学校定時制課程若しくは通信制課程への在学終了月の6月後から、貸与を受けた月数を通算した期間に相当する期間内に、月賦又は半年賦により、甲に修学奨励資金を返還しなければならない。ただし、乙が茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例（昭和52年茨城県条例第24号。以下「条例」という。）第6条に規定する事由に該当すると認められるときは、甲は、乙の返還債務の全部又は一部を免除するものとする。 第4条 乙は、修学奨励資金の貸与終了後又は貸与時の高等学校定時制課程若しくは通信制課程への在学終了後、直ちに茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則（昭和50年茨城県教育委員会規則第3号。以下「規則」という。）に定める修学奨励資金借用証書及び修学奨励資金返還明細書（以下「返還明細書」という。）を甲に提出しなければならない。ただし、乙が条例第6条に規定する事由に該当するときは、この限りでない。	様式第5号（第4条） 修学奨励資金貸与契約書 茨城県教育委員会教育長（以下「甲」という。）と債務者（以下「乙」という。）は、年度茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金（以下「修学奨励資金」という。）の貸与について、次の条項により貸与契約を締結する。 第1条 甲は、乙に対し修学奨励資金として年額金 円を貸与するものとする。 第2条 修学奨励資金は、年3回に分けて 月、 月及び 月に交付するものとする。 第3条 乙は、茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例及び同条例施行規則を順守するものとする。 第4条 及び （以下「丙」という。）は、この契約から生ずる債務について保証人となり、乙と連帯して債務履行の責を負うものとする。 第5条 乙及び丙は、甲が請求したときは、いつでもこの契約から生ずる債務の履行に必要な手続をとるものとする。 第6条 甲は、必要があるときは、乙に対し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。 第7条 この契約に定めのない事項については、甲の定めるところによるものとする。 上記契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ甲、乙各1通を保有する。 年 月 日

第5条 甲は、前条の規定により乙が提出した返還明細書を適正と認めたときは、当該返還明細書に基づき、各月又は各年6月若しくは12月に茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）に定める納入通知書を乙に発するものとする。ただし、乙が口座振替の方法により修学奨励資金を返還するときは、甲は別に定める納入通知書により、口座振替日及び振替額を通知するものとする。

第6条 修学奨励資金の返還は、前条の納入通知書又は口座振替の方法により茨城県指定金融機関、茨城県収納代理金融機関又は歳入の収納事務の委託を受けた者に納付して行うものとする。

第7条 乙は、第5条の納入通知書に定める納期限又は同条の口座振替日（以下「返還すべき日」という。）までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を支払うものとする。

第8条 乙は、条例及び規則その他の関係規程を順守し、修学生としての責務を果たすとともに、貸与終了後において返還債務があるときは、誠実に返還の義務を履行するものとする。

第9条 及び （以下「丙」という。）は、この契約から生ずる債務について連帯保証人となり、乙と連帯して債務履行の責を負うものとする。

第10条 甲は、必要があるときは、乙に対し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

第11条 乙及び丙は、甲が請求したときは、いつでもこの契約から生ずる債務の履行に必要な手続をとるものとする。

第12条 乙及び丙は、修学奨励資金の返還を怠ったときに限り、当該修学奨励資金の回収に必要な範囲内において、乙及び丙の地方税の賦課徴収に関して茨城県が保有する情報を甲が利用することに同意する。

甲債権者	水戸市笠原町 978 番 6	
	茨城県教育委員会教育長	印
乙債務者	住 所	
	氏 名	印
丙保証人	住 所	
	氏 名	印
	生年月日	年 月 日 生
	本人との関係	
丙保証人	住 所	
	氏 名	印
	生年月日	年 月 日 生
	本人との関係	

第13条 この契約に定めのない事項については、条例及び規則その他の関係規程の定めるところによるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙丙記名押印の上、甲、乙各1通を保有する。

年 月 日

甲 債 権 者 水戸市笠原町 978 番 6
茨城県教育委員会教育長 

乙 債 務 者 住 所
氏 名 
生年月日 年 月 日

丙 連帯保証人 住 所
氏 名 
生年月日 年 月 日
本人との関係

丙 連帯保証人 住 所
氏 名 
生年月日 年 月 日
本人との関係

茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則新旧対照表

改 正 案	現 行
様式第５号の２（第４条） 法定代理人同意書 私は、茨城県教育委員会教育長 と との間の下記の修学奨励資金貸与契約について、 が であるため、法定代理人として契約の締結に同意いたします。 記 契約の名称 修学奨励資金貸与契約 債権者 茨城県教育委員会教育長 債務者 貸与期間 年度 貸与金額 年額 円 年 月 日 法定代理人 住 所 氏 名 ㊟ 生年月日 年 月 日 電話番号 法定代理人 住 所 氏 名 ㊟ 生年月日 年 月 日 電話番号 茨城県教育委員会教育長 殿	(新設)